

# 平成30年度 第1回 市川市介護保険地域運営委員会

日時：平成30年5月30日(水)

時間：14時00分～15時30分

場所：市川市役所仮本庁舎 第4委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 平成29年度高齢者サポートセンターの事業報告について 【資料1】
- (2) 平成29年度下半期高齢者サポートセンターの運営評価について 【資料2-1】  
【資料2-2】  
【資料2-3】
- (3) 高齢者サポートセンターの基本指針・運営指針について 【資料3-1】  
【資料3-2】
- (4) 予防給付ケアマネジメント業務委託について 【資料4】
- (5) 地域密着型サービスの公募状況等について 【資料5-1】  
【資料5-2】  
【資料5-3】
- (6) 市川市が定める基準条例の改正等について 【資料6】
- (7) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について 【資料7】

### 3 閉会

- ・議題のうち議題(7)については、非公開となります。
- ・資料5-2、資料5-3については当日配布となります。

※次回の開催日 8月下旬(予定)

事業名	事業実績	合計	国府台	国分	曾谷	大柏	宮久保・下貝塚	市川第一	市川第二	真間	菅野・須和田	八幡	市川東部	信篤・二俣	行徳	南行徳第一	南行徳第二	
(1) 介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント作成数(件)	17,340	392	1,188	712	1,537	704	1,062	2,329	440	1,509	1,102	2,181	549	1,263	1,235	1,137	
	(内) 介護予防支援事業委託件数(件)	11,400	160	810	459	1,216	409	712	1,450	315	1,255	629	1,281	268	987	853	596	
(2) 総合相談支援事業	○地域における相談ネットワークの構築																	
	民生委員地区協議会への参加(回)	241	10	10	10	11	10	10	33	11	11	12	15	12	22	32	32	
	地域ケアシステム相談員会議(回)	118	5	9	8	0	6	12	0	13	0	5	10	12	5	12	21	
	地域密着型サービス事業者による運営推進会議(回)	215	14	23	10	21	8	20	18	13	12	5	21	2	14	14	20	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議(回)	51	4	2	1	3	1	4	8	3	2	5	8	2	0	4	4	
	○実態把握																	
	訪問件数(件)	10,488	529	1,208	360	1,240	604	294	870	419	501	601	902	528	1,639	440	353	
○総合相談支援																		
総合相談件数(件)	60,975	4,803	7,096	3,194	3,388	2,325	4,096	3,619	3,184	3,221	4,958	4,133	4,576	5,240	4,863	2,279		
(成年後見制度、介護支援専門員相談等含むすべての相談件数)																		
出張相談窓口回数(回)	23	0	0	0	8	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	10	
(3) 権利擁護事業	○成年後見制度の活用促進																	
	成年後見制度等に関する相談(件)	1,840	244	172	53	106	31	7	63	12	45	464	166	92	306	52	27	
	成年後見制度研修会(回)	9	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	0	1	
	○高齢者虐待への対応																	
	虐待等、権利擁護に関する相談(件)	2,283	139	125	64	359	44	25	69	4	33	173	410	52	537	180	69	
	高齢者虐待防止ネットワーク会議																	
	実務者会議(回)	32	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	
虐待ケース会議(回) <毎月開催>	176	12	12	11	12	12	11	12	12	12	10	12	12	12	12	12		
○困難事例への対応																		
他機関とのケース会議(件)	62	2	2	0	0	22	0	1	7	0	4	1	0	0	9	14		
○消費者被害の防止																		
消費者被害防止研修会(回)	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	○地域における介護支援専門員のネットワークの活用																	
	主任介護支援専門員スキルアップ研修(回)	13	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	
	市川市ケアマネ研修会(回) (圏域ごとのケアマネ研修会を含む)	71	5	5	5	5	5	3	5	4	5	5	5	4	5	5	5	
○日常的個別指導・相談(件) (支援困難事例等への指導・助言も含む)	2,246	98	182	88	354	124	55	49	52	370	189	130	69	200	105	181		
(5) 市事業との連携(社会保障の充実分)	○在宅医療・介護連携推進業務																	
	退院支援相談件数(件)	510	29	42	32	58	22	27	27	14	39	43	64	13	73	5	22	
	在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修(回)	97	6	9	7	6	2	7	7	6	5	7	10	5	6	5	9	
	○認知症総合支援事業																	
	認知症初期集中支援チームへの依頼件数(件)	39	1	5	2	6	1	0	2	0	1	2	4	2	1	6	6	
在宅医療・介護連携推進に関する会議 (認知症初期集中支援検討委員会)	7	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2		
認知症カフェ(回)	65	4	3	4	5	3	3	4	8	8	3	3	4	4	1	8		
(6) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域ケアシステム推進連絡会(回)	62	4	4	4	2	1	5	2	4	2	5	3	4	3	10	9	
	その他関係機関が主催する会議(回)	208	12	18	14	10	14	7	10	9	7	15	13	20	14	15	30	
	地域の関係者との交流(回)	93	3	1	5	3	0	2	1	11	49	3	0	1	4	2	8	
(7) 地域ケア会議の実施	地域ケア会議開催数(件)	40	2	3	2	2	2	2	4	2	3	4	4	2	2	2	4	
(8) 指定介護予防支援	介護予防ケアプラン作成件数(件)	12,163	223	892	647	1,564	495	626	1,038	224	812	573	1,567	513	920	1,251	818	
	(内) 介護予防支援事業委託件数(件)	9,119	103	756	461	1,345	310	482	738	195	680	378	995	325	873	1,016	462	
(9) 任意事業	家族介護教室(回)	45	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	介護者家族の交流会(回)	20	1	3	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
(10) その他の事業	認知症バナー養成講座(回)	49	4	2	4	4	1	1	2	1	2	3	13	2	7	2	1	
	介護予防教室(回)	43	0	0	1	3	10	0	19	0	2	5	2	0	0	1	0	
(11) その他	有識者依頼講座(回)	14	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	5	0	5	
	○高齢者サポートセンター連絡会																	
	管理者会議(回) <月1回開催>	135	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	日常生活圏域ごとの会議(回)	420	29	31	31	31	26	22	28	30	29	24	24	26	30	24	35	
	○自治(町)会等の地域団体が主催する会議及び研修(回)	21	0	0	0	0	0	0	1	1	12	0	0	4	1	1	1	
	地域からの依頼による啓発活動(回) (※認サポ以外)	325	50	11	17	39	2	20	1	17	6	37	60	0	36	20	9	
○依頼講座	27	0	0	3	1	2	2	3	0	0	0	7	1	5	0	3		

## 運営評価の手順について

### 1. 目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う高齢者サポートセンターについて、一定の基準に基づいて評価し、その結果を活かしてより良い運営・活動に向けた取組みを推進することを目的とする。

### 2. 評価期間

上半期（4月～9月）及び下半期（10月～3月）の計2回

### 3. 評価の視点

(1) 高齢者サポートセンター運営評価チェックリスト（自己評価）

(2) 事業計画書及び月別実績報告書等

※その他必要に応じてヒアリングを行い、状況を確認する。

### 4. 評価の流れ

(1) 被評価者は高齢者サポートセンター運営評価チェックリストに基づき、自己評価を行う。

(2) 評価者は評価基準にしたがって行政評価を行う。

(3) 評価者は(2)で実施した評価内容を取りまとめ、評価結果報告書を作成する。

ア 評価者 介護福祉課長及び担当職員

イ 被評価者 高齢者サポートセンター業務責任者（管理者）及び圏域担当職員

ウ 評価項目 高齢者サポートセンター運営評価票

### 評価基準

評価点	業務執行の水準	水準のめやす
4	最も肯定的な評価	80%以上の達成率
3	2より肯定的な評価を表す	80～50%程度の達成率
2	1より肯定的な評価を表す	50～20%程度の達成率
1	最も否定的な評価	20%未満の達成率
N	該当事例なし	

平成29年下半年期 高齢者サポートセンター運営評価結果一覧(行政評価)

【資料2-2】

項目	配点	センター名														
		国府台	国分	曾谷	大柏	宮久保 下貝塚	市川 第一	市川 第二	真間	菅野 須和田	八幡	市川 東部	信篤 二俣	行徳	南行徳 第一	南行徳 第二
<b>I センターの行う業務に係る方針に関すること</b>																
① 地域包括支援センターの役割・機能	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
② 日常生活圏域内の課題の把握と取組	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	7	8	8	8
③ 公正・中立性確保に関する取組	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
<b>II センターの運営に関すること</b>																
1. 運営全体に関するもの																
④ 組織・運営体制	16	16	15	16	16	16	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16
⑤ 個人情報の保護	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑥ 利用者満足の向上	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	11	12	12
2. 個別の業務に関するもの																
⑦ 総合相談支援業務	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12	11	11	11	12	12	12
⑧ 権利擁護業務	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	16	16	16
⑨ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	20	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	20	18	20
⑩ 介護予防に係るケアマネジメント業務	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑪ 市事業との連携																
認知症総合支援事業	12	11	11	11	11	10	11	10	11	11	11	11	10	11	11	11
在宅医療・介護連携推進事業	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑫ その他(独居高齢者支援)	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	6	7	8
<b>III その他の事項</b>																
⑬ 窓口開設日及び開設時間	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
⑭ 設備等	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
⑮ 職員体制	8	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8
⑯ その他	40	39	40	39	38	39	38	39	39	39	38	40	38	38	39	38
<b>総計</b>	<b>200</b>	<b>195</b>	<b>198</b>	<b>198</b>	<b>196</b>	<b>197</b>	<b>195</b>	<b>196</b>	<b>198</b>	<b>197</b>	<b>196</b>	<b>197</b>	<b>191</b>	<b>194</b>	<b>195</b>	<b>197</b>
達成率(%)	100.0	97.5	99.0	99.0	98.0	98.5	97.5	98.0	99.0	98.5	98.0	98.5	95.5	97.0	97.5	98.5

行政評価平均: 196.0 達成率 98.0% 自己評価平均: 197.2 達成率 98.6%

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居やあんしん電話の利用者、配食サービスの利用者、認知症に関する相談があった場合等地図に落とし込んで把握している。</li> <li>・毎朝のミーティングでケース把握、月1回継続ケース検討をすることで担当者や支援方針を確認している。</li> </ul> <p>【今後に期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データからも地区の高齢者の状況を把握し、分析をしてください。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情はなし。</li> <li>・介護支援専門員紹介や住宅改修相談では、利用者の希望に沿った事業所を探している。特定の事業所に偏ることが無いようリストに選定理由を記載している。</li> <li>・個人情報の取り扱いは、持ち出し簿で管理している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のミーティングでケース把握、月1回継続ケースの支援方針を確認し、継続が終了か職員全員で話し合いをしている。</li> <li>・相談は終了しても見守りが必要なケースは、リスト表を作成、3か月に1回、月1回等訪問したら、表にチェックして管理している。</li> <li>・地域情報や社会資源マップの作成を目指す予定。</li> </ul> <p>来年度も引き続き団地の実態把握を進め、個別訪問など行い、相談につなげていく。</p> <p>【今後に期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報や社会資源のマップを作成し、地区診断への活用や市民、介護支援専門員への情報提供をお願いします。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員向けに成年後見制度に関する勉強会を行い、12名の参加があった。</li> <li>・ゴミ屋敷や支援拒否などセルフネグレクトを疑うケースへの対応は、親族や地域住民に協力を求め、見守りを継続している。小規模多機能型居宅との連携で対応し、サービス利用に繋がったケースもあった。</li> <li>・消費者被害に関して、実際の被害の手口をチラシに載せ、訪問やサロン、地域ケア推進連絡会で配布した。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議を通じて団地住民と関わる機会が増え、相談が増えた。また、認知症理解と見守りの協力依頼ができた。</li> <li>・地域の介護支援専門員からの介護保険制度についての質問について自信をもって答えることができなかったが、個別ケースについては地域の介護支援専門員と一緒に対応し、助言を行って円滑に対応ができた。その後のフォローも継続している。</li> </ul> <p>【今後に期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの流れについて自立支援の観点で行なわれるよう、再度職員間で共有し、必要時、介護福祉課に確認をしながら、助言、支援ができるよう努めてください。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォーマルサービスをプランに位置付けるよう心掛けている。生活全体を把握していく大切さを職員間で再認識した。</li> </ul> <p>インフォーマルサービスについては情報を把握し、介護支援専門員等へ情報提供していきたい。</p> <p>【今後に期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活不活発な利用者に対して地域のサロンの案内をし、参加を勧めていく等、インフォーマルサービスを活用し、自立の支援につながるような取組みをお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員交流会を年2回開催、民生委員からの地域情報やニーズの把握、ネットワーク構築が進んだ。</li> <li>・ケアシステム相談員会議や相談員研修(ミニサロン)への出席の積み重ねから、地域ケアシステム拠点の強化として、出張相談窓口を行ってほしいと要望があった。</li> <li>・市境なので住民の受診先となる隣市の診療所、薬局への挨拶を行い、連携に努めた。</li> <li>・個別ケースの相談でエリア内診療所へ相談に向き、連携を取る事が多くなった。</li> <li>・大学生に対して認知症サポーター養成講座を年2回開催し、大学地域連携室との関係作りが進んだ。</li> <li>・リハビリテーション科から地域連携を行う要望がある。家族介護教室等で講師依頼などの協力を求めていく予定。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居やあんしん電話の利用者、配食サービスの利用者、相談があった場合、地図にマーキングして把握している。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類やパソコンの管理、ウィルス対策は行っている。</li> <li>・夜間休日対応について</li> </ul> <p>件数は少ないが、虐待ケースへの情報提供や救急車を要請する相談を受けた。高サポの携帯電話に転送することと職員が携帯することで、適切で迅速な対応ができるようになる。(H30年度から)</p>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

北部圏域  
高齢者サポートセンター国分

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等
I. 運営全体に関するもの	今後に期待したい取組み
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図に「把握」「独居」「認知症」のケースや、介護保険事業所、医療機関を掲示した。</li> <li>・自治会、地区社会福祉協議会の関連行事や高齢者クラブに参加し、住民との関わりの機会の中から地域特性を把握している。</li> <li>・地域資源マップは作成中。</li> <li>・職員間の連携については、ケースについて、随時経過の報告を行い情報共有に努めている。</li> </ul>
⑥利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保管は施錠している。また、訪問の際は、持ち出し簿を活用している。自転車かごのネットについて、一部の自転車のみにはしか取り付けていない為、全部の自転車で対応していきたい。</li> <li>・介護サービス事業所の紹介をする際は、本人、家族の希望を確認し、複数の事業所を紹介している。一覧を作成し、偏りのないように配慮している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続支援ケースは毎月、現状と今後の方向性などを相談し、次のアプローチの時期を決めて対応している。</li> <li>・相談内容に応じケース分類を行い、あんしん電話設置者等その他継続見守りが必要なケース一覧を作成し、状況把握に努めている。</li> <li>・高サポリーフレット配布だけでなく、3ヶ月ごとに「高サポ国分だより」を発行し、窓口の機能と連絡先を周知している。</li> <li>・フォーマル、インフォーマルサービスの情報収集を行いファイリングと一覧化を行った。食品販売店舗をマップ化した。</li> <li>・圏域が広いので、決まった地域(自治会)への働きかけを重点化することで、具体的なニーズ把握をし、その内容を地域に投げかけていきたい。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する研修や会議に、社会福祉士以外の職種も参加し、各職員が相談対応できるように努めている。</li> <li>・後見相談担当室との連携の他、複合的な課題のある家族に対しては、「えくる」とも連携している。</li> <li>・後見制度申立後、保佐人が選任された際にも引継ぎを初めとし、情報交換など連携している。</li> <li>・消費者被害の相談対応時に、「消費者被害対策チェックシート」を活用し、相談者からの聞き取りを行った。</li> <li>・消費者被害等の情報を民生委員協議会、地域ケアシステム、サロンや高サポだよりなどを通して住民に周知している。</li> <li>・ひとり暮らし応援カフェ開催時に、警察へ消費者被害防止の講話を依頼し連携した。</li> <li>・民生委員協議会で、国分地区の現状や高齢者虐待防止研修の報告を行い、虐待の問題がより具体的に意識できるよう働きかけた。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する情報提供の機会を様々な方法で継続し、地域住民への周知をお願いします。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員への支援としては個別のケースの相談対応の他、地域の社会支援について情報提供等を行った。</li> <li>・多職種との連携会議に出席しネットワーク構築を図った。</li> <li>・関係機関との意見交換や介護支援専門員の知識向上を目的にケアマネ応援カフェを2回開催。エリア内の居宅の他、プランを委託している事業所、一人介護支援専門員の事業所に声をかけた。テーマは介護支援専門員からの要望をもとに決め、医療連携に関するテーマが多かった。</li> <li>・平成30年度はケアマネ応援カフェを3回実施予定。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員への支援については、圏域の高サポとの連携をとりつつ、効果的な支援ができるよう検討をお願いします。</li> <li>・地域ケア会議の開催を通し地域課題の抽出及び関係機関との連携構築につなげてください。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託ケアプランに関しては、「ケアプランの適正なサービス利用となっているか」「適切な目標設定となっているか」「インフォーマルサービスが位置づけられているか」等も確認している。書類の提出状況についても把握に努めている。</li> <li>・プランナーのケアプランに関しては、ミーティングの機会を利用し職員で検討している。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託ケアプランに関して、自立支援の視点が盛り込まれるよう、また、サービスの適正化が図られるよう支援をお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェの開催、北部圏域認知症施策推進会議での情報共有、認知症初期集中支援チームとの関わりの他、ボランティアの協力を得て認知症サポーター養成講座を開催した。</li> <li>・医療連携として、退院支援やカンファレンスに積極的に参加し、入院中の面会を通して状況把握を行い支援につなげていった。</li> <li>・下半期は地域密着型運営推進会議に11回参加。関係者とのネットワーク構築および地域事情の把握につながった。</li> <li>・継続して高齢者クラブ等への出前講座を行っている。その機会を通して、周知活動を行っていく</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者の支援として、ひとり暮らし応援カフェを開催し、情報提供および意見交換の場を設けた。</li> <li>・あんしん電話や配食サービス、その他把握した独居高齢者を一覧化している。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし応援カフェについては、他の高サポでは行っていない独自取組みであり、独居高齢者の支援として効果的な活動となることを期待します。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔で相談しやすい環境整備、工夫を心がけている。</li> <li>・ホワイトボードを活用し、各職員の訪問などのスケジュールを把握し、不在時に対応できるようにしている。</li> <li>・平成30年度以降の夜間、休日の連絡体制については、携帯電話に転送し、職員が直接対応ができるように準備をしている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

北部圏域  
高齢者サポートセンター曾谷

高サポ=高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝、ミーティングを行ない、個々の対応と情報共有をしている。</li> <li>・認知症の方についても地域からや関係機関から相談しやすいよう、関係づくりをしている。郵便局や交番等もマップを配布したり、顔の見える関係づくりをしてニーズの把握に努めている。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情はなし。</li> <li>・介護支援専門員を選定する際は、まずは本人、家族に希望を聞き、事業所の空きを確認した後に、複数の事業所を紹介している。希望がない場合は、紹介した居宅のリストを確認して、バランスよく紹介している。紹介をした理由や経緯は相談業務システムに記載している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続支援が必要なケースは、個別ファイルを作成し、経過の確認を行なっている。また主、副担当を決め、対応は全員で協議している。新規、継続ケースの追加情報や支援方針などの整理を行なっている。協議内容や支援方針はその都度経過記録に残し、全員で共有している。</li> <li>・総合相談の終結するケースは、一旦終結、死亡、転居、介護支援専門員につないだケース等の今後の方針を経過記録に記載している。終結に至らない場合は、職員の定期的な訪問を行い、状況に応じて判断している。</li> <li>・認知症カフェの開催、老人会への参加、市営住宅の管理人や地域住民から相談等から地域のサポート体制を作っている。関わりが薄い地区が課題である。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関わりが薄いと感じる地区を重点的に関係づくりができるよう、地域活動等への参加など、地域の人も巻きこんでの活動を進めていくよう努めてください。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の本人申し立ては、社会福祉協議会の後見相談担当室に相談をし、制度の利用を進めている。</li> <li>・高齢者虐待の相談時から、個別に台帳を作成し、3職種で対応～終結まで協議している。終結後の支援について、介護支援専門員が担当しているケースは主任介護支援専門員を副担当にし適切な支援ができる体制を継続した。居宅支援事業所からも虐待に関する相談が入るよう普段から良好な関係を保っている。</li> <li>・消費者被害防止については、自治会やてるぼサロン等の集まりに参加をし、消費者被害防止チラシを活用し、啓発活動に努めることが出来た。地域住民や警察、消費生活センターとの関係機関と情報交換し、関係づくりを行なった。消費生活センターからは具体的な相談も入っており、連携は取れている。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域での介護支援専門員研修会や勉強会や相談会も実施している。今後、他の高サポと共有し検討していきたい。</li> <li>・介護支援専門員からの相談を地域ケア会議につなげることが難しい。介護支援専門員へ必要性を説明できるよう職員が地域ケア会議の経験を積んでいきたい。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議の開催については、地域の介護支援専門員に地域ケア会議の必要性を理解してもらうためにも、積極的に地域ケア会議を開催し、経験が積めるよう努めてください。</li> <li>・地域の介護支援専門員が参加しやすい勉強会や相談会等、他の高サポと共有し、共催することを検討してください。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に係るケアマネジメントについては介護予防と自立支援の視点を踏まえ、地域の中の多様なサービスをケアプランに位置付けている。地域の介護支援専門員からのケアプラン作成する際に適切なサービスが提供されるよう指導助言している。</li> <li>・地域の社会資源情報マップを作成し、ケアプラン作成に有効に活用できるよう圏域の介護支援専門員へ配布した。また、民生委員交流会で、情報共有を図った。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護支援専門員や関係機関と共有をしながら、情報に合わせて社会資源マップの内容も更新をお願いします。</li> <li>・地域の中で自立した生活を送るために介護予防サービスや総合事業に留まらず、マップを活用して社会資源を位置つけたケアプランを作成できるよう、地域の介護支援専門員への指導、助言をお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チームにつなげたケースは1件あった。</li> <li>・薬局へ、あいさつやマップの作成、配布等で回り、顔の見える関係づくりを心掛けている。服薬管理ができないケースについては、薬局に相談してつなげている。医療機関との連携については通院同行を行ったり、ケースを通してこちらから医療機関と関わりをもてるよう心掛けている。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者支援については、総合相談、あんしん電話設置者、配食サービス利用者等により実態を把握しセンター内に掲示した地図にマークし、エリア内の状況を把握している。また関係機関、地域住民からの相談時には世帯状況を確認し独居高齢者の把握に努めている。必要に応じ訪問、状況を確認し、継続支援リストに挙げる事で支援が途切れないよう工夫している。</li> </ul>
III その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報鍵付きの書庫に入れて管理している。日中は事務職がいるが、不在になる場合は鍵をかけて外出している。パソコンは席を外すときは、閉じている。来所者が事務所内に入る時は、ここから入ってはいけない場所であることを、声をかけて知らせている。休日の時はパソコンは鍵のかかる棚に閉まっている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

北部圏域  
高齢者サポートセンター大柏

高サポ=高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援困難なケースに関しては、朝礼や夕礼で申し送り、情報共有に努めるとともに支援方法について検討をしている。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラン委託の際は同じ事業所に偏ることないよう中立公正に努めた。紹介するサービス事業所についても公平に選択した。</li> <li>苦情はなかった。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所での相談ケースは夕礼にて職員間で情報共有し、担当を決めて対応を行っている。</li> <li>地域以外、高齢者以外からの相談については、相談窓口を紹介したり関係機関へ引き継いだ。</li> <li>相談・対応の記録をファイリングし、継続ケースは職員間で情報共有、進捗管理している。</li> <li>支援終了の際は、関係機関や家族へ連絡をし、再度支援が必要な時は連絡を頂けるようにした。</li> <li>医療機関から退院調整や、認知症高齢者への支援の依頼が増えた。今後も医療機関との連携を深めていきたい。</li> <li>地域マップに掲載した店等との繋がりを継続し、地域マップを関係機関に周知していきたい。また、利用者のニーズと社会資源を結びつけられるようにしていきたい。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとに作成された地域マップの周知をし、地域住民や介護支援専門員が活用できるようにしてください。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見が必要となりそうなケースには早期から説明し、本人の理解を得られ、信頼関係を築けるように対応した。</li> <li>成年後見人がついた利用者においても介護支援専門員、後見人、介護サービス事業者が連携がとれるよう支援している。</li> <li>成年後見制度について、わかりやすい講座等を開催できるように取り組んでいきたい。</li> <li>成年後見制度の利用が必要な方について、介護支援専門員から相談を頂けるよう連携強化に努めた。</li> <li>虐待ケースに関しては、他職種との組み合わせで担当者を配置し対応を行った。</li> <li>チームで虐待対応ケースを共有し、大柏としての対応を検討し、スキルアップを図りたい。</li> <li>研修に参加する他、悪質商法の手口等の最新情報を、サロンや地区社会福祉協議会等で、注意喚起している。</li> <li>消費者被害の現状把握を行い、消費者生活センターとの連携をとりつつ、地域住民への注意喚起を強化していきたい。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネ研修会(年2回)において事例検討等実施し、介護支援専門員同士の意見交換や地域の情報交換を行うことができた。</li> <li>介護支援専門員から相談があった時は、同行訪問や情報把握を行う等対応し、継続ケースは、情報を職員間で共有している。</li> <li>介護支援専門員からの質問や問合せ等は書式に残し、共有し職員が同じ回答ができるように努めた。</li> <li>民生委員と介護支援専門員の交流会を開催して、顔の見える関係作りをし、ケース対応や相方の役割を知る機会を作りたい。</li> <li>総合相談や介護支援専門員からの相談等により地域の課題を集約し対応を行っていきたい。</li> <li>ケアマネから積極的に地域ケア会議を活用できるよう勉強会を開催したい。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議について、介護支援専門員が地域ケア会議を活用できる体制を作りをお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防プランのコメント記入やチェックなどを職員全員で行い、インフォーマルサービスなどの導入のアドバイスを行っている。</li> <li>目標設定を共に行い、見える形の目標とすることに努めた。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の社会資源を把握し、インフォーマルサービスの情報提供をお願いします。</li> <li>介護支援専門員からの書類提出確認および整備をお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会地区担当と毎月日時を設定し情報交換、課題について検討を行っている。</li> <li>地域の課題について、自治会長、民生委員より話を聞く機会を設け、社会福祉協議会の地区担当と協議した。</li> <li>民生委員や自治会長からの相談や訪問依頼が増えている。今後も関わりを深め、地域課題解決と一緒に取り組んでいきたい。</li> <li>認知症カフェの会場を一か所に固定せず、地域の特性に合わせ開催した。</li> <li>認知症高齢者ケース対応の際、認知症初期集中支援チーム、民生委員、自治会長、高齢者クラブとの連携を図り支援を行った。</li> <li>地域の郵便局との連携にて認知症の疑いのある高齢者の見守り訪問の際に民生委員と協力し訪問を行った。</li> <li>行方不明高齢者の支援について等、警察や郵便局等関係機関との連携方法を工夫したい。</li> <li>地区社会福祉協議会の担当者(コミュニティワーカー)と定期的に会合を開き地域課題の共有と取り組みを協働で取り組んでいきたい。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居高齢者の相談として、本人、家族、自治会からの相談が多く入っている。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高サポ内、大柏出張所においても、個人情報については、鍵付きの書庫で保管をしている。</li> <li>机の上には個人情報を出して置かないよう配慮している。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

北部圏域

高齢者サポートセンター宮久保・下貝塚

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等
I. 運営全体に関するもの	今後に期待したい取組み
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の相談者内容を分析し、支援について検討を行った。</li> <li>・職員間の連携については、定期カンファレンスを実施し、3職種で情報の共有を行っている。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者の情報提供は、情報誌のホームページを活用し、本人の希望を聞きながら複数の事業所を紹介している。</li> <li>・苦情はなかった。苦情があった場合は、管理者と法人で対応する体制にしている。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの進捗管理は、相談内容やニーズの分類を行い、支援計画や方向性について3職種で決定している(情報共有の継続)。定期カンファレンスを実施し、台帳更新時に問題発見及びリスクの評価を行っている。</li> <li>・地域の関係機関とのネットワーク構築は、リーフレットを定期的に作成し、個別訪問時や会議の際に、周知、報告のため配布している。</li> <li>・今後の課題として、世帯内で発生している課題は(ダブルケアなど)、アセスメントツールを見直し、計画性をもって多機関と専門的に方針を決定していく。また、会議を行い、終結を決定するようところがけたい。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者に対して必要に応じて“てるぼサポート”や“そら”へアドバイスを求め、連携を図った。また、家庭内に複数の問題(虐待など)が発生している場合、介護福祉課を介して、各関係機関と連携し、計画性的に対応した。</li> <li>・高齢者の支援だけでなく幼児、生計中心者などの支援が長期化する場合がある。地域関与を通じてケースの早期発見につなげていきたい。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの情報を受けることで早期対応につながるよう、周知・啓発活動をお願いします。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員への支援として、北部ケアマネ研修会で“認知症に関する研修会”を実施した。</li> <li>・医療機関や施設などの在宅支援の調整を関係者会議へ積極的に参加するよう努めている。</li> <li>・個別検討を行う際、栄養指導や保健指導など専門職がアドバイスできる体制を検討している。</li> </ul> <p>【今後期待する取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員が地域ケア会議を活用できる体制づくりをお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマルサービスに加えて地域資源(ボランティア)の活用ができたケースがある。</li> <li>・障害福祉サービスからの移行プランについて、利用者への不安や負担を軽減するために本人に説明し、担当課と連携した。</li> <li>・インフォーマルサービスの導入のため、ボランティアの調整を社会福祉協議会へ依頼した。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者を把握するため、認知症高齢者と一般相談カルテとを区別し、アプローチ方法を検討した。</li> <li>・認知症カフェ『認にん。』の2年間の実績からボランティアやサービス事業者との連携において参加型のスタイルが構築できた。</li> <li>・民生委員協議会や地域ケア相談員会議に出席し活動報告と事例紹介を実施した。社会福祉協議会より住民が『我がこと』と受け止め、共感を高めることにつながっている。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん電話、配食サービス利用者については3か月に1回(介護サービス利用者は6か月に1回)、情報の更新を行い、支援につなげられる体制づくりをしている。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

西部圏域

高齢者サポートセンター市川第一

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
<p>④組織・運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか</li> <li>職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高サポ内の高齢者人口及び世帯のデータ化を行い、以前より細かく把握している。</li> <li>民生委員交流会を開催し、地域課題を把握することが出来た。これまで関りの少なかった地域で、地域活動を積極的に行うことで新たなニーズの把握につながった。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日のミーティングでの情報共有を行い、誰もが関係機関と効果的な連携ができるよう、職員間での共有方法を検討してみてください。</li> </ul>
<p>⑥利用者満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</li> <li>安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高サポの引っ越しにより、相談場所の変更があったが、相談者にとって効果的に相談室を活用するよう努めた。</li> <li>苦情は無いが、行政サービスセンターで対応できる事項も、高サポを案内されることがあり、相談者に迷惑をかけることがある。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
<p>⑦総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規相談については、緊急度の判断を行い担当する職種(職員)を2名定めた。また、基本情報及び進捗状況を全職員で共有し、担当する職員以外でも対応ができるようにした。</li> <li>相談台帳を新しく作成した。</li> <li>これまで関りの少なかった地域で、ケースを通じて自治会とのつながりを持つことができた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談台帳を効果的に活用し、相談ケース分類、進捗管理、終結を職員間で共有するようお願いします。</li> <li>地域の社会資源マップは、地域に提供しやすい情報として、見直しをお願いします。</li> </ul>
<p>⑧権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度について、必要な時期に社会福祉協議会や自立相談支援機関窓口と連携し同行訪問を実施した。</li> <li>消費者被害について講演を行った。また民生委員を通じ、消費者被害を防止する冊子の配布や地域サロンでの住民への啓発を行った。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターと事務所が近いので、他の地区と違うネットワークづくりと素早い情報発信を望みます。</li> <li>困難ケースについて、随時、市へ相談、報告と記録提出をお願いします。</li> </ul>
<p>⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか</li> <li>介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議や民生委員との関り(情報網の活用)を通じて、地域情報の収集や共有を行い、自立支援に向けたケアマネジメントの支援を行った。</li> <li>地域ケア会議を開催することで、地域住民の課題を把握し、関係者で共有することができた。解決に向け、近隣でボランティアが出来る人を発掘できるよう現在も継続している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当地区を大きく3分割し、各地域で地域ケア会議を開催できるよう介護支援専門員に働きかけをお願いします。</li> </ul>
<p>⑩介護予防に係るケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が自主的に取組んでいる介護予防、健康づくり活動に参加し、現状を把握できた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防活動のニーズに対応するため、これまで未実施の地域へ働きかけて、地域に根づく活動になるよう地域住民と検討をお願いします。</li> </ul>
<p>⑪市町村事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議を開催することで、近隣でボランティアが出来る方を発掘し解決する方向になった。</li> <li>自治会を対象に認知症サポーター養成講座を実施したことで、地域の高齢者の状況や認知症について、地域の方々と共有することができた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の自治会と重点的に関りを持ち、関係性の構築を図り、各自治会の課題を把握していく。その際、高サポで把握しているデータを効果的に活用ください。</li> <li>地域住民と共に、金融機関、商店などに対し、認知症の理解を進めていくよう情報提供をお願いします。</li> </ul>
<p>⑫独居高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報や相談等より独居及び高齢のみ世帯を把握した場合、地図に記し、独居、高齢世帯の状況を視覚的に把握した。</li> </ul>
III. その他の事項	
<p>⑭設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施錠をして保管している。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

西部圏域  
高齢者サポートセンター市川第二

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取り組み等 今後期待したい取り組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規ケースはホワイトボードに記入し可視化した。</li> <li>職員の役割と専門性を持ち意見を交換し、主担当、副担当を決定しながら随時チームアプローチ支援体制の強化が構築出来た。</li> </ul> <p>【今後期待したい取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員との同行訪問や、マップの活用をしていくことで、地域のニーズを具体的に把握してください。</li> </ul>
⑥利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハートページを活用し、委託先紹介が偏らないように努めている。</li> <li>センターの構造上、プライバシーを全て確保することは難しいが、日中の電話対応には細心の注意を払っている。</li> <li>苦情は無かった。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規相談は、受付票を利用し、誰が対応しても必要な情報の聞き取りができるよう整理した。</li> <li>相談業務の中で介護保険の一連の流れが途切れない様、高サポからのアプローチの必要性を判断する事で家族や関係者とのスムーズな支援体制を築く事が出来た。</li> <li>圏域の独居や認知症の方を地図に記入し、民生委員との同行訪問等に活用している。</li> </ul> <p>【今後期待したい取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や民生委員との連携をさらに深め、地域から相談があがってくるシステムが形になるよう取り組んでください。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター、市川警察署と連携し、消費者被害の注意喚起を実施した。</li> <li>成年後見制度についての相談件数が増加している。関係機関と連携し、制度の活用につなげたり、後見人選任後も連携し、支援を実施した。</li> <li>虐待ケースに関しては、相談受理時に個別に台帳を作成している。初動期支援から2名(3職種)体制で行ない、終結まで対応協議した。</li> </ul> <p>【今後期待したい取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が成年後見制度に関する概要説明や制度理解等ができるようにしてください。</li> <li>権利擁護の困難ケースの対応について、ネットワークが築けた関係機関と連携がスムーズに行くよう今後も高サポ内でのケースの共有に努めてください。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネワンポイントアドバイス会を1回開催し、予防プランの作成、地域資源の提供について確認した。</li> <li>地域ケア会議は下半期3回、「買い物支援」のテーマで実施した。次年度に向けて「暮らしの便利帳」の作成を住民主体で行なう事ができた。</li> <li>相談受理から終結までの振り返りを2ケース実施した。</li> </ul> <p>【今後期待する取り組み】</p> <p>地域ケア会議及び関係者会議を活用しながら、地域住民及び多職種で新たな支援体制の構築を目指してください。</p>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外住所地特例対象者が多く、各保険者ごとに情報開示の方法や書類をまとめマニュアル化した。</li> </ul> <p>【今後期待したい取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員ワンポイントアドバイス会で作成した支え合い資源マップの積極的な活用を行ってください。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションのフリースペースの活用とマンション住人の高齢化が進んでいることから、認知症サポーター養成講の実施、自治会へのアプローチを通し住民主体で行う「市川みんな体操」を開始することができた。</li> <li>民生委員の交流会を開催した。</li> </ul> <p>【今後期待したい取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「市川みんな体操」の後方支援をお願いします。</li> <li>エリア外の医療機関とのやり取りがスムーズになるよう、連絡先等の一覧表を作成することを検討ください。</li> <li>認知症の早期発見につながるよう、地域住民からの相談体制ができるようお願いいたします。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>あんしん電話利用者を含め、独居高齢者を地図に記入し、把握に努めた。</li> <li>民生委員との同行訪問を実施した。</li> </ul>
III その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>退出時には事務所内のロッカーの施錠と共に、事務所の全体を施錠している。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)  
西部圏域  
高齢者サポートセンター真間

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	・高齢化率が高い地区のため、職員間でケースの進捗を管理するため、朝礼、定例会や訪問後の情報共有をこまめに行ない、担当者不在の際にも対応が取れる様に徹底した。
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	・苦情はなし。 ・公平、中立性の確保ができるよう、本人や家族の希望を聞いている。希望がない場合は、ホームページを活用し、複数紹介している。紹介した事業所は一覧表にして把握し、活用している。 ・個人情報を持ち出す場合は、必要最小限にし、持ち出し簿に記入し、職員が確認している。
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	・認知症のケース等は定期訪問を行い、どの職員が行ってもわかるように顔を合わせ、報告、共有している。 ・ケースの定期訪問の頻度の検討を行っている。定期的に職員間で進捗を振り返り、評価している。終結するケースは死亡や施設入所が多い。  【今後に期待する取組み】 ・地域住民や地域にある大学などを含めた関係機関とのネットワーク作りと見守り体制を考えていくようお願いします。
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	・消費生活センター、行政、警察署が様々な立場で、講演を行い、振りこめ詐欺等の消費者被害の注意喚起に取り組んだ。 ・社協と葬儀社による遺言、相続、お墓等についてのテーマで教室を開催し好評だった。今後は司法書士等を講師に招いて、成年後見制度の周知に努めていきたい。
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	・圏域の介護支援専門員研修会では、地域ケア会議のデモンストレーションを行い、介護支援専門員の理解につなげた。 ・居宅支援事業所に出向き管理者と介護支援専門員に会い、支援を行なった。 ・地域ケア会議では家族も参加し、関係機関と顔の見える関係ができた。緊急時の連絡先を確認、共有することができた。
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	・予防プランをファイル台帳で随時確認し、書類不足やプラン内容の不備があれば電話やFAXで個別指導を行っている。 ・子ども食堂ができ、大学の学生が来ている真間ハウスができた。大学教員とも顔合わせをして、PRしていきたい。学生がお買い物ボランティアをしているので、若い力を借りていきたい。  【今後に期待する取組み】 ・地域住民や大学、学生の力を生かし、地域のネットワークづくりや社会資源の創出ができるよう、働きかけをお願いします。
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	・地域に3か所の認知症カフェができ、参加している。予定や内容を掲示している。必要に応じて、近隣住民のポストに投函し広報した。 ・こまめに近隣の郵便局、薬局、コンビニ、医院に顔を出し、行事の広報やチラシを手渡し、関係作りを行った。  【今後に期待する取組み】 ・高サポ、地域住民、地域ケアシステム相談員、大学の学生たちとの連携が取れる体制作りを進めてください。
⑫独居高齢者支援	・真間3丁目は高齢化率が高いため、個別訪問を実施している。独居等訪問してわかった情報はマップに落とし込み、把握している。自治会も協力的で、高サポが訪問することを事前に伝えてくれ、連携を図っている。
III. その他の事項	
⑭設備等	・書類、パソコンは施錠して管理している。ウイルス対策も行っている。

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

西部圏域

高齢者サポートセンター菅野・須和田

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等
I. 運営全体に関するもの	今後に期待したい取組み
<p>④組織・運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか</li> <li>・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域マップの作成に1年半取材を続けてようやく完成し、関係づくりができた。</li> <li>・毎朝のミーティングで、ケース伝達、リスク見立て等を行い、情報共有を実施した。</li> <li>・地域のネットワークは、医療機関やコンビニと上手く連携がとれてきた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も関係機関とケースを通して連携に努めるようお願いします。</li> </ul>
<p>⑥利用者満足の上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</li> <li>・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか（公平性・中立性の確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情への体制は管理者が受ける体制ができています。</li> <li>・配布チラシへの指摘があったが、掲載した文書を訂正し対応した。</li> <li>・情報誌「ハートページ」を活用し、本人家族が選択することを尊重し、情報提供を実施している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
<p>⑦総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や関係機関との接点を作ることで、早期から介入し、予防的な支援を実施している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的に高サポから離れている地区への働きかけをお願いします。</li> </ul>
<p>⑧権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産、相続等に関する相談先リストの一覧を作成した。</li> <li>・社協、専門職と連携し、成年後見制度利用に結び付けることができた（本人申し立て1件、家族申し立て1件、その他継続支援）</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する制度や相談機関を整理し、地域の住民へチラシ等で周知することをお願いします。</li> <li>・困難ケースは、支援経過期間が長期化することが多いため、定期的に市への記録提出を行い、情報共有できるようにしてください。</li> </ul>
<p>⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか</li> <li>・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員からの相談、悩みに対し、具体的な解決に向けて連携している。</li> <li>・圏域内介護支援事業所（8か所）向けの研修会を実施する。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護支援専門員から高サポへの相談シート」を活用し、介護支援専門員のニーズを把握し、支援方法を考えていくようお願いします。</li> </ul>
<p>⑩介護予防に係るケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立支援」に向けて、ストレングスの視点を持ったケアマネジメントを心がけている</li> <li>・地域の資源（体操教室、認知症カフェなど）を把握し、情報提供やつなぎ支援を行い、活用していく。</li> <li>・委託プランを引き受けてくれる事業所が限られてきている。</li> </ul>
<p>⑪市町村事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域マップを作成するために、地区にある店舗に訪問したことで、地域課題の把握と情報発信ができた。</li> <li>・認知症カフェを支援してくれるボランティアができた。スタッフはエプロンをつけて仲間に入り溶け込んでいる。</li> <li>・認知症初期集中支援チームとの連携を取り対応している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域マップを地域住民と共にバージョンアップさせていってください。</li> <li>・高サポから離れている地区への働きかけを行い、高サポの周知を実施してください。</li> <li>・住民主体として立ち上げた介護予防教室の継続について支援をお願いします。</li> </ul>
<p>⑫独居高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の訪問や、あんしん電話利用者から、独居高齢者を把握し地図への落とし込みを実施し、見える化した。</li> </ul>
III. その他の事項	
<p>⑭設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退出時には机の上に個人情報をおいたままにしないよう注意している。</li> <li>ロッカーへの施錠は徹底している。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

東部圏域

高齢者サポートセンター八幡

高サポ＝市川市高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事に参加したり、関係機関と関わることでニーズの把握に努めている。</li> <li>・職員間の連携は、朝礼、夕礼にてケース報告を職員全員で行い、情報の共有を行なっている。</li> </ul>
⑥利用者満足度の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対しては、管理者が対応している。</li> <li>・事業所の選定は、条件から台帳を作り、偏りが無いよう配慮している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援システムの記録の入力の後、台帳を利用し、定期的に進捗の確認をしている。</li> <li>・定期的な地区民生委員協議会及び地域ケア推進連絡会への参加や社会福祉協議会との情報交換により、地域との連携を図った。</li> <li>・社会資源について、来訪者が閲覧しやすいよう、入り口付近にファイル設置し、必要時に更新及び情報提供を行った。</li> <li>・駅に近い利便性を踏まえた活動を考え、地域とのつながりや民生委員、他地区の相談に多く対応している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も関係機関への連携強化をお願いします。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進に向けて地域の介護支援専門員向けの講座を行い、連携に努めた。</li> <li>・虐待の対応について関係者と綿密な連携を図り対応した。</li> <li>・消費者被害相談は以前関わったケースも含め定期的に計画し、継続見守り訪問を実施。消費者被害防止の啓発は、事務所内掲示板を消費者被害関係で見やすいようにコーナーとしてまとめて掲示したり、相談対応時にすぐ説明ができる様に資料を準備し、啓発を行なった。</li> <li>・精神疾患疑いがあるケース対応も増えており、介護支援専門員や事業所等と連携し、対応を行なった。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回発行の「いっぴくだより」による事業の紹介等を引き続きお願いします。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回相談から支援の開始までの期間に、委託先の担当介護支援専門員と同行により、現状の確認と支援方針を共に確認を行った。</li> <li>・困難ケースの相談があった場合は、訪問や担当者会議に出席、各関係機関との役割分担、情報共有を行ない、統一した対応を行った。</li> <li>・東部圏域でのケアマネ研修会と何でも相談会を各1回実施した。介護支援専門員同士でも連携を図れる機会とした。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会の機会をもち、担当圏域の介護支援専門員への支援をお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿を毎月更新し、必要時調整や確認、担当者会議への参加を行なった。</li> <li>・担当者会議の参加の際に、必要時インフォーマルサービスの紹介や活用の提案を積極的に行なった。</li> <li>・手術後に生活動作を見直し、住宅改修と福祉用具の活用で、自立につながったケースがあった。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の活用をし、インフォーマルサービスの紹介や活用をお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ開催にあたり、民間企業の場所を提供してもらい、認知症の講義により理解が深まったとの意見があった。</li> <li>・地域住民による介護予防の為に定期的な教室開催のニーズを受け、住民主体の活動の立ち上げに協力を行った。</li> <li>・医療との連携として、必要時市内外の病院や診療所への訪問や、退院時支援、緊急での往診医の調整を行った。</li> <li>・法人のフェイスブックを活用し、高サポの活動内容を紹介をした。</li> <li>・「いっぴくだより」は、毎月作成し、総合相談来所者、地区民生委員協議会、地域ケア推進連絡会、市役所、公民館、サロン、支援事業所等へ配布した。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん電話利用の方の状況を把握した。相談等の連絡により支援し、民生委員との連携を図っている。</li> </ul>
III その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンは、鍵のかかるところに保管し、ウイルス対策もを行っている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

東部圏域

高齢者サポートセンター市川東部

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握は、地区活動を行うことで聞きとりをしている。</li> <li>・連携が図れるよう全職員でミーティングを行っている。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情への対応は、行える体制になっている。</li> <li>・プライバシーの確保も、工夫しながら行っている。</li> <li>・公平性や中立性について配慮し、事業所の選定を行っている。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談ケースの情報共有、緊急度判断を行い、対応している。担当者が不在の場合でも相談者への対応が行えるよう定例会で進捗状況を共有した。</li> <li>・必要により週2～3回は話し合う時間を設け、支援の方向性や役割分担を検討した。</li> <li>・医療度の高い方からの相談や退院支援は、看護師が関わり医療機関との連携や利用者、家族への適切な助言、スムーズな退院支援に繋がった。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的支援を行う場合は、訪問頻度の検討をしてください。</li> <li>・相談者のリスト化を行い、有効な方法で支援するようお願いいたします。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談により、家族等へパンフレットを活用し、時間をかけて制度の理解に繋がるよう説明を行った。</li> <li>・成年後見制度の啓もう活動として、社会福祉協議会后見担当相談室との協力により講座を開催した。</li> <li>・虐待ケースは、様々な課題を抱えているケースが多いため支援策を検討し対応した。</li> <li>・消費者被害の疑いがある場合は、消費生活センターに情報提供を行った。講座の機会を利用し、消費者被害に関する最新情報を提供した。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <p>消費者被害に関しては、関係機関の協力を得ながら、さらに注意喚起をお願いします。</p>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援において、配食サービスや配達できる店等を把握し、介護保険以外の地域における社会資源として、介護支援専門員が活用できるように情報提供した。</li> <li>・介護支援専門員対象に「なんでも相談会」を開催し、ケアマネジメント業務の振り返り等を行い、ネットワークの構築に繋がった。</li> <li>・困難事例においては、介護支援専門員と同行訪問したり、サービス担当者会議に出席し、状況整理を行い助言した。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護支援専門員との交流の場や関係機関との意見交換の場を作り、ネットワークの構築をさらに行って下さい。</li> <li>・インフォーマルサービスの情報を収集し、地域の社会資源を活用した支援をお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の依頼講座では、介護予防の内容を実施し、自主的にできる運動の重要性を理解し継続的に実施できる支援を行っている。</li> <li>・ケアマネジメントは、利用者がその人らしい生活を送れるような目標を話し合ってから立案し、インフォーマルサービスも組み入れるようにしている。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の自立に向けた活動について、地域情報をまとめ、次につなげるよう支援をお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況や地域住民への福祉情報等の提供を目的に、「いちかわ東部だより」を3ヶ月に1回ペースで発行している。</li> <li>・地域の自治会長より、自治会館を活用してよいとの話があり、取り組みを検討中である。</li> <li>・認知症カフェは下半期3回開催をした。介護をしている家族の方が参加し、有意義な意見交換ができた。介護保険の申請や病院受診を行い、その人に合った支援ができた。認知症の人が参加することで理解が深まり、適切な支援ができた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェでは、参加者同士の交流につなげ発展させるようお願いいたします。</li> <li>・今後も地域に根付いた活動を考え、さらに広報活動を続けてください。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん電話の登録者に連絡をし、現状の把握を行った。民生委員との連携を図っている。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の保管は、施錠できる場所に行っている。</li> <li>・パソコンも施錠のできる場所にしまい、ウイルスチェックを行っている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

東部圏域

高齢者サポートセンター信篤・二俣

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に 行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの情報を集め、ニーズの把握に努めている。</li> <li>・地域の中で高齢者が移動するにあたり危険なところの情報を集めた。歩くことができず引きこもりがちになることについて考えていく。</li> <li>・職員間で情報共有とケース検討を行い、連携している。</li> </ul>
⑥利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対応できる体制になっている。</li> <li>・相談者のプライバシーの確保に努めている。</li> <li>・公平性、中立性に配慮し、事業所の紹介及び委託先の選定をしている。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多問題を抱えているケースは、3職種で検討を行った。進捗管理は、経過を把握し話し合いの上決めている。</li> <li>・地域住民からの相談、依頼などに対し、丁寧に対応するようにしている。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のネットワーク作りを住民(自治会、民生委員等)や社会福祉協議会、医療機関等とさらに進めるようお願いします。</li> <li>・台帳による進捗管理を行い、有効で継続的な支援につなげるようお願いします。</li> <li>・相談機関としての役割を積極的に周知をお願いします。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の申立の支援を行い、申立から保佐人選任までの一連の実務を社会福祉協議会等の助言を受けて実施した。</li> <li>・消費者被害防止に向け、知識の向上に努めた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止の普及啓発を積極的にお願いします。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護支援専門員からの相談は、会議の同席、同行訪問を行い、その他相談会や事例検討など後方支援を行った。</li> <li>・居宅支援事業所の特徴等の調査、把握を行った。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も居宅の介護支援専門員が相談しやすい体制を整え、検討会の実施をお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援の認定を受けている高齢者の中には、足の浮腫や白癬等の皮膚疾患などの悩みが多いことがわかった。より自立した生活が維持できるよう、次年度に足のリハビリ、フットケア等の教室を検討している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のインフォーマルサービスについて情報収集を行い、ケアプランに位置付けるようお願いします。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害サービスからの高齢者の支援について、地域ケア会議を開催し、関係機関と情報を共有し、それぞれの役割を確認した。</li> <li>・「医療介護学習会、交流会」を開催し、介護関係及び医療関係職員と地域づくりについて、意見交換を行い連携を図った。</li> <li>・若年性認知症の方を介護する家族への支援を地域の方と連携して行うことができた。若年性認知症の方を介護するご家族へ介護者同士の交流を図った。</li> <li>介護者ならではの悩みや不安、苛立ち、息抜き、気分転換の方法をそれぞれの立場から話していただいた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より充実した内容となるよう交流会の企画をお願いします。</li> <li>・地域の声を聞き、課題について話し合いを行う場を設定することを検討してください。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん電話の情報から、状況を把握した。民生委員とも連携をとっている。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所での書類管理は施錠している。</li> <li>・パソコンのウイルス対策は行っている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

南部圏域  
高齢者サポートセンター行徳

高サポ=高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難事例等、市へ相談したケースの記録について提出されていない。また、企画書等の提出の遅延あり。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の提出を心がけるよう努めてください。</li> </ul>
⑥利用者満足の上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者から全員に、外部への情報伝達について注意喚起を行っており、個人情報の保護を意識した関りをするよう心掛けている。</li> <li>・苦情の対応については、振り返りを行い、管理者が責任をもって対応している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情や要望について、全職員で状況を確認、分析し、共通認識のもと対応してください。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談ケースはパソコンに入力し、名簿を作成している。注意事項や訪問の頻度も入力し、情報の共有化を図っている。</li> <li>・総合相談の内容を、地域別、性別、年齢別、疾患別等に分け、数値化した。</li> <li>・社会資源のマップを作成し、改訂している。</li> <li>・地域のイベントに参加し、相談窓口を開設して対応している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値化した総合相談の内容について、30年度上半期に反映させるようお願いします。</li> <li>・社会資源マップについては、病院、薬局、金融機関(銀行、郵便局)等を掲載することも検討してください。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害にあったケースは、地域ケア会議を開催し、共通理解と被害防止の検討を行った。</li> <li>・消費者被害の情報を得た場合は、消費生活センターへ報告し、消費者被害状況リストを作成している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、消費者被害の事前防止の観点から、消費生活センターと連携し、対応を行うようお願いします。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難ケースについては、介護支援専門員と一緒に対応し、介護支援専門員のサポート、負担軽減を行っている。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会を開催し、介護支援専門員のスキルアップにつながるよう努めてください。</li> <li>・一人配置の居宅支援事業所の把握と高齢者サポートセンターへの相談がしやすくなるように心がけてください。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン等の帳票について把握できるよう一覧にしている。また、ケアプランについて積極的に意見を伝えている。</li> <li>・総合事業対象者について、他の社会資源につなげている。(みんな体操等)</li> <li>・要支援者のプラン作成時、居宅介護支援事業者へ繋ぐことが難しくなっている。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェを病院と連携し2回開催した。</li> <li>・認知症サポーター養成講座を6回開催している。</li> <li>・男性介護者の集いを開催した。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの自治会と交流を図り、総会に出席し、地域ケア会議の開催等を通し、独居高齢者の把握に努めている。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンのウイルス対策は、ソフトを入れて行っている。</li> <li>・事務室の書類保管は施錠をして管理している。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

南部圏域  
高齢者サポートセンター南行徳第一

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員間での打ち合わせは、定期的に行っており、3職種の連携に努めている。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各職員間の連携に努め、困難ケースに関しては記録の提出をお願いします。</li> </ul>
⑥利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の紹介や委託先は、中立性、公平性に配慮し、内容によって調整している。また、事業所の事情も考えながら行っている。</li> <li>個人情報保護には、十分配慮するよう徹底している。</li> <li>利用者からの苦情はない。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、事業所の紹介や委託先については、中立性、公平性に配慮して調整をお願いします。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月より新規管理票を月毎に作成している。</li> <li>継続支援管理も行い、職員全員が把握できるようにしている。</li> <li>支援終了者(死亡や施設入所等)に関しても進捗管理表に明記している。</li> <li>委託先リストを作成している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成した管理票を活用し、的確な進捗管理をお願いします。</li> </ul>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会および他機関との連携で成年後見制度につなげたケースが多かった。</li> <li>家族の問題を調整する時間が増えている。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、成年後見制度の活用については、後見相談担当室と連携を図りながら適切な支援につなげてください。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人配置である介護支援事業所を対象とした研修会を開催することを検討している。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人配置の介護支援事業所への支援をお願いします。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防プランを委託する事業所が限られ、高齢者サポートセンターの職員が多く担っている。</li> <li>ケアプラン提出状況確認票を作成し管理している。</li> <li>ケアプランについて、介護支援専門員に助言し、後方支援を行っている。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症カフェを介護事業所の職員と連携して行った。</li> <li>認知症初期集中支援チームとの連携ができている。</li> <li>地域ケア会議を開催し、各関係機関の担当者と連携がとれた。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議を積極的に開催し、地域や関係機関との連携をより深めるようにお願いします。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居高齢者に対しては、あんしん電話設置者や、継続支援者の見直しを行った。</li> </ul> <p>【今後に期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、独居高齢者の把握に努め、適切な支援につながるよう支援をお願いします。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要書類の保管、パソコンの管理等的確に行っている。</li> </ul>

平成29年度 高齢者サポートセンター運営評価(下半期)

南部圏域  
高齢者サポートセンター南行徳第二

高サポ＝高齢者サポートセンター

項目	工夫した取組み等 今後に期待したい取組み
I. 運営全体に関するもの	
④組織・運営体制 ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース記録の提出は行えているが、企画書などの提出が遅れたことがあった。</li> </ul> <p>【今後期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の提出状況を事務職がチェックするなど、それぞれの職種の役割分担を工夫してください。</li> </ul>
⑥利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか (公平性・中立性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の紹介や委託先は、中立性、公平性に配慮して選択している。</li> <li>・利用者からの苦情は特になかった。</li> <li>・職員間で個人情報保護には十分配慮するよう徹底している。情報共有の判断に迷う場合は市に相談している。</li> </ul>
II. 個別の業務に関するもの	
⑦総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、相談業務システム中の相談票の分類を行っており、今後名簿管理していく予定である。</li> <li>・地域活動をととしてコミュニティーワーカーとの協力体制ができてきている。</li> <li>・ケースの終結の判断は基本的には死亡、入所、転出、他の支援者につながった時である。</li> </ul> <p>【今後期待したい取組み】</p> <p>計画的な支援、進捗管理の具体的な方法を決定し、実施してください。</p>
⑧権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の件数は多くない。問題となっている事例には対応できている。</li> <li>・地域に出向いて消費者被害防止の紙芝居など啓発を行っている。</li> </ul>
⑨包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高サポ主催地域ケア会議を3回行った。</li> <li>・主任介護支援専門員が中心となり、地域の介護支援専門員の支援を行っている。プランの相談などで来所する介護支援専門員も多く、コミュニケーションが取れている。</li> <li>・障害分野との連携も視野に入れ、県の障害者支援についての研修を受講した。</li> </ul> <p>【今後期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の運営評価で認知症の介護者支援の会開催を目指していたので、ぜひ実現してください。</li> <li>・今後は地域の介護支援専門員が地域ケア会議を効果的に活用できるよう検討してください。</li> </ul>
⑩介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業や要支援のプランを受けてくれる事業所が5社程度と少ない。</li> </ul>
⑪市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関とケースを通じて連携できている。</li> <li>・薬局との連携も広がってきている。</li> <li>・認知症カフェに地域住民ボランティアにも参加してもらっており、地域に開かれたカフェになるよう心掛けている。</li> </ul>
⑫独居高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者への対策は特に行っていない。地域でアプローチしてもらえそうな働きかけができると良いと考えている。</li> </ul> <p>【今後期待したい取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者は孤独死など問題が多いため、地域での活動の中で、課題だと感じる地区、協力が得やすい地区など介入地区を決めるなどして、把握をしていけるよう努めて下さい。</li> </ul>
III. その他の事項	
⑭設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要書類の保管は鍵のかかるところで行っている。</li> <li>・パソコンはウイルス対策をしている。</li> </ul>

## 市川市地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）

### 基本指針・運営指針（案）

#### I 方針策定の趣旨

この「市川市地域包括支援センター基本指針・運営指針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務を効率的で円滑に実施することを目的に策定します。

#### II 地域包括支援センター等の設置の目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置します。

このために、市川市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合相談等を通じて支援する地域包括支援センターを、住民の生活区域に合わせて15ヶ所に設置し、機能強化を図っていきます。（介護保険法第115条の46第1項）

また、センターの運営にあたっては、「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。（本文では「地域包括支援センター」と表記します。）

#### III 運営上の基本的考え方や理念

##### 1 公益性の視点

- 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

##### 2 地域性の視点

- 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

##### 3 協働性の視点

- 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専

門職種の知識を生かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えます。

- 地域の介護サービス事業者、医療機関、民生委員等の関係者との連携に努めます。

#### IV 業務推進の指針

##### 1 共通事項

###### (1) 事業計画の策定と評価

- 地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。
- この事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして、住民に対しても分かりやすく広報します。

###### (2) 設置場所等

- 地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。
- 運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って設置します。
- センターの運営に必要な面積を有する事務室、相談室を設けます。また、相談室は、相談者に配慮した形態とします。

###### (3) 職員の姿勢

- 地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

###### (4) 地域との連携

- 地域包括支援センター運営協議会（市川市介護保険地域運営委員会）や地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

(5) 個人情報の保護

- 個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。
- 地域包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

(6) 広報活動

- 地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

(7) 苦情対応

- 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情対応窓口を設置します。

(8) 窓口機能強化等（サブセンター）

- 地域包括支援センターの業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、支所（サブセンター）が高齢者の実態把握や相談対応業務を、本所と支所が協力・連携して実施します。

## 2 市の責務

(1) 適切な人員体制の確保

地域における高齢化の状況、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの職員の活動が十分に行なえるよう、センターの業務量と役割に応じた人員体制の確保に努めます。

(2) 市との役割分担及び連携の強化

公平・中立な立場から市施策との一体性を保ち、市とセンターがそれぞれの役割を理解しながら運営していくために、センターの業務内容や運営方針を以下のとおり定め、体制整備を図っていきます。

○ 包括的支援事業の実施に係る指針

ア 地域包括ケアシステムの構築方針（第7期事業計画期間内）

高齢者が、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、さ

らに認知症になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。

- ① 身近な相談窓口機能として、地域の住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応を行い、地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われるよう努めます。
- ② 高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で分けるのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる、「地域づくり」に取り組めます。
- ③ 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、地域資源の把握、住民ニーズの把握に努めます。
- ④ 不足している資源に対して、多様な担い手を育成し、介護予防・生活支援ニーズに対するサービスを創出する仕組みづくりを行います。
- ⑤ 適切な医療や介護を受けられるよう、医療と介護の連携を図り、認知症の人やその家族への支援については、認知症初期集中支援チームと連携し、早期から関わる支援体制の構築を図ります。
- ⑥ 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員等を配置し、相談体制を整えます。また、認知症カフェ実施に関する企画及び調整を行います。
- ⑦ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービス事業者と連携し、地域での生活を支える体制づくりに努めます。

イ 区域（日常生活圏域）ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ① 認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認に努めます。
- ② 社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握に努めます。

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

- ① 住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップなどの開催に努めます。
- ② 医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進します。

エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）  
の実施方針

指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進します。

オ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ① 個別相談を受ける体制を確保します。
- ② 定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた地域ケア会議、研修会等を実施します。

カ 地域ケア会議の運営方針

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とします。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市の全ての介護支援専門員が地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進に、市と連携し、かつ役割分担を行いながら取り組みます。

キ 市との連携方針

市と地域包括支援センターの連携のため、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催又は出席します。

- 市川市ケアマネ研修会
- 高齢者サポートセンター連絡会  
・管理者会議

- ・日常生活圏域ごとの会議
- ・高齢者虐待防止ネットワーク会議
- 民生委員・児童委員地区協議会
- 地域ケア推進連絡会（市内 14 の地区社会福祉協議会主催）
- 自治（町）会等の地域団体が主催する会議
- 在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- 地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- その他関係機関が主催する会議 等

#### ク 公正・中立性確保のための方針

- ① 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努めます。
- ② 市川市介護保険地域運営委員会において地域包括支援センター業務についての報告、説明等への協力をします。
- ③ 市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努めます。

#### (3) センター間における役割分担と連携の強化

市川市 福祉部 介護福祉課 包括支援グループが基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援を行い、連携の機能強化を図っていきます。

#### (4) 効果的なセンター運営の継続

##### ア 自己評価と市の定期的な点検

市川市介護保険地域運営委員会と連携し、市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、点検・評価を適切に行い、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していきます。（法第 115 条の 4 第 4 項、法第 115 条の 4 第 9 項）

##### イ センター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、センターの円滑な利用やその

取組に対する住民の理解を促進するために、市はセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

### 3 事業内容

#### (1) 包括的支援事業

##### ○地域包括支援センターの運営

##### ① 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、市川市が開始する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「基本チェックリスト該当者」に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

当該業務は、後述の4その他（1）第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとします。

##### ② 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

業務の内容は、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行います。

##### ③ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

業務の内容として、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の

防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

事業の内容として、「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

○市事業との連携

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携に努めます。

⑥ 生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティーワーカー（生活支援コーディネーター）等との連携に努めます。

⑦ 認知症総合支援事業

認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員（認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター等）が中心となり、次に掲げる業務を行います。

ア 被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、

必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。

イ 認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。

ウ 「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。

エ 認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。

## （２） 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

## （３） 地域ケア会議の実施

「地域ケア個別会議」は、地域包括支援センターが主催し、介護支援専門員からの相談による困難事例等や総合相談支援業務から抽出された個別ケースについて、多職種が、お互いの専門性を発揮し、連携しながら、支援内容を検討します。

- ① 個別ケースの支援内容の検討を通じた、「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援」「地域支援ネットワークの構築」「地域課題の把握」などを行います。
- ② ①で把握した課題を、地域づくり、資源開発につなげるために地域ケア推進連絡会等で報告・検討を行い、政策形成の必要な内容については、市

レベルでの会議での検討への協力を行います。

#### (4) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

### 4 その他

#### (1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

市川市が開始する介護予防・日常生活支援総合事業において、居宅要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

#### (2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

##### ① 介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

##### ② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

##### ③ 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会等を開催します。

- (3) 食の自立支援事業アセスメント業務  
配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。
- (4) 認知症サポーター養成講座の開催協力  
地域からの依頼に応じて、認知症の基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のため、協力します。
- (5) 要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。
- (6) 手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。
- (7) あんしん電話が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。
- (8) 市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。
- (9) 食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。
- (10) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

## 市川市地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）基本指針・運営指針（案） 修正表

平成30年5月30日

ページ	項目	修正前（平成29年度）	修正後（平成30年度）
1	Ⅱ 地域包括支援センター等の設置の目的		追加 （本文では、「地域包括支援センター」と表記します。）
3	Ⅳ業務推進の指針 2市の責務 （2）市との役割分担及び連携の強化	第6期事業計画期間内	第7期事業計画期間内
6	Ⅳ業務推進の指針 2市の責務 （3）センター間における役割分担と連携の強化	市は、地域包括支援センターの基幹となってセンターが抱える課題を把握し解決に向けた取り組みを行うとともに、虐待等の困難事例の対応やセンター間の総合調整、後方支援を行います。	市川市 福祉部 介護福祉課 包括支援グループが基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援を行い、連携の機能強化を図っていきます。
8	Ⅳ業務推進の指針 3事業内容 （1）包括的支援事業 ⑦認知症総合支援事業	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員（認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター等）が中心となり、次に掲げる業務を行います。 ア 被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。 イ 認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。	認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員（認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター等）が中心となり、次に掲げる業務を行います。 ア 被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。 イ 認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。 ウ 「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。 エ 認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。
10	Ⅳ業務推進の指針 4その他	（4）認知症サポーター養成講座の開催 認知症の基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のための講座を企画し、一般の住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。	（4）認知症サポーター養成講座の開催協力 地域からの依頼に応じて、認知症の基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のため、協力します。
11	Ⅳ業務推進の指針 4その他	（7）市が作成するパンフレット「地域福祉サービス情報～インフォーマルサービス～」の非公的サービスに関して、担当区域内の情報収集・確認に協力します。	削除

# 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

【資料4】

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
1	コミュニケア24浦安ふじみ居宅介護事業所 ((株)リエイ)		2002年2月1日	南行徳第二
	居宅介護支援 1273200186	〒279-0043 浦安市富士見2-21-36		047-381-6521
2	西千葉介護相談所		2016年9月1日	市川第一
	居宅介護支援 1270104670	〒260-0033 千葉市中央区春日2-20-17プレミアムレジデンス西千葉春日902号		047-375-4238
3	ファミリア市川		2016年5月1日	曾谷
	居宅介護支援 1270804816	〒272-0833 市川市東国分1-30-12-102		047-710-7333
4	親愛		2002年7月1日	曾谷
	居宅介護支援 1270800756	〒272-0824 市川市菅野4-15-13		047-711-4022
5	特定非営利活動法人 コミュニティ やすらぎ		2003年11月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270800988	〒272-0804 市川市南大野2-20-4山室ハイツ103		047-338-8255
6	ケアみなみ支援センター		2014年1月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270804022	〒272-0034 市川市市川1-21-7-310		047-316-0213
7	えんどう接骨院ケアサービス		2006年10月1日	大柏
	居宅介護支援 1270801986	〒272-0824 市川市菅野1-23-18		047-323-117
8	株式会社らくだ		2010年8月1日	大柏
	居宅介護支援 1271204735	〒270-222 松戸市		047-391-8837
9	リンク居宅介護支援センター		2004年3月1日	行徳
	居宅介護支援 1270801077	〒272-0127 市川市塩浜4-2-3-109		047-398-6593
10	グレースケア市川居宅介護支援事業所		2009年7月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援 1270802588	〒272-0801 市川市大町43-3		047-303-8883
11	ベネッセ介護センター本八幡		2016年9月1日	市川東部
	居宅介護支援 1270804881	〒272-0023 市川市南八幡4-8-9 ニューグリーンビル501号		047-300-8521
12	介護のパムコ		1999年12月1日	行徳
	居宅介護支援 1270800145	〒272-0023 市川市南八幡4-2-5 いちかわ情報プラザ301		047-377-8210

## 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類 事業者番号	所在地	連絡先	
13	はあとふるほのか		2004年3月1日	大柏
	居宅介護支援 1270801051	〒272-0021 市川市平田2-6-1		047-325-7030
14	ケアンド松戸居宅介護支援センター		2018年3月1日	市川第二
	居宅介護支援 1271208074	〒270-2253 松戸市日暮5丁目183番地染谷ビル502		047-710-6722
15	特定非営利活動法人コミュニティやすらぎ		2003年11月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援 1270800988	〒272-0804 市川市南大野2-20-4山室ハイツ103		047-338-8255
16	ケアンド松戸居宅介護支援センター		2018年3月1日	真間
	居宅介護支援 1271208074	〒270-2253 松戸市日暮5丁目183番地染谷ビル502		047-710-6722
17	ケアプラン風鈴草		2016年8月1日	国分
	居宅介護支援 1271207621	〒270-2254 松戸市河原塚241-20		047-710-6177
18	特定非営利活動法人居宅介護支援あおぞら		2011年4月1日	南行徳第一
	居宅介護支援 1270905209	〒274-0825 船橋市前原西2-11-5松田第三ビル203		047-470-4420
19	株式会社 らくだ		2010年8月1日	曾谷
	居宅介護支援 1271204735	〒270-2221 松戸市秋山3-16-2		047-391-8837
20	ラポール居宅介護支援事業所		2017年8月1日	大柏
	居宅介護支援 1270805094	〒272-0811 市川市北方4丁目2110番6		047-710-5833
21	太陽と緑の家 居宅介護支援事業所		2011年7月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270803149	〒272-0805 市川市大野町3-1723メゾンルミエール1階		047-339-7600
22	ケアプラン銀木犀(鎌ヶ谷富岡)		2017年4月1日	南行徳第二
	居宅介護支援 1272901636	〒273-0101 鎌ヶ谷市富岡2-8-35		047-402-2006
23	一般財団法人 市川市福祉公社		1999年12月1日	真間
	居宅介護支援 1270800178	〒272-0033 市川市市川南1-1-1サタワースイースト209		047-313-4071
24	ケアンド松戸居宅介護支援センター		2018年3月1日	八幡
	居宅介護支援 1271208074	〒270-2253 松戸市日暮5丁目183番地染谷ビル502		047-710-6722

## 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日 高齢者サポートセンター名	
	サービスの種類 事業者番号	所在地	連絡先	
25	あくあ居宅介護支援事業所3階		2016年10月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援 1270804915	〒272-0804 市川市南大野3-14-3	047-711-9311	
26	すずめ		2017年8月1日	市川東部
	居宅介護支援 1270908351	〒273-0035 船橋市本中山1-18-9	080-3315-4409	
27	ケアプラン 和楽		2012年4月1日	南行徳第二
	居宅介護支援 1272901040	〒273-0118 鎌ヶ谷市中沢1337-55	047-442-7101	
28	ケアプラン 音色		2017年12月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270805136	〒272-0823 市川市東菅野2-21-2	047-316-0663	
29	心ほっと市川		2013年5月1日	八幡
	居宅介護支援 1270803719	〒272-0021 市川市八幡3-22-16	047-307-9540	
30	生活介護ステーションエル指定居宅介護支援事業所		2018年4月1日	国府台
	居宅介護支援 1270805201	〒272-0827 市川市国府台3-2-16	047-318-5604	
31				
32				
33				
34				
35				
36				

## 平成 30 年度に公募する地域密着型サービス事業の種類について

## (1) 地域密着型サービス事業の種類

サービス種別	整備予定数
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	1 ヲ所 登録定員 29 人
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 ヲ所 定員 18 人

## (2) スケジュールについて

- ①応募受付期間 5月18日から6月20日まで
- ②第1次審査 7月上旬
- ③第1次審査結果通知 7月中旬
- ④第2次審査及び結果通知 7月下旬
- ⑤整備予定事業者は指定に向けた準備 8月以降

## 5 施設等整備計画

## (1) 介護保険施設等整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	介護老人福祉施設 (定員30人以上の特別養護老人 ホーム)	施設数	14 ヶ所	100 人	100 人	100 人
		定員	1,210 人			
2	介護老人保健施設	施設数	9 ヶ所	—	—	—
		定員	1,000 人			
3	特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の介護付き有料 老人ホーム)	施設数	13 ヶ所	50 人	—	—
		定員	700 人			

※平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。

## (2) 地域密着型サービス整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（定員29人以下 の特別養護老人ホーム）	施設数	1 ヶ所	—	—	—
		定員	25 人			
2	小規模多機能型居宅介護	施設数	5 ヶ所	1 ヶ所	—	1 ヶ所
3	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	17 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
		定員	323 人	18 人	18 人	18 人
4	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	施設数	6 ヶ所	—	1 ヶ所	1 ヶ所
5	地域密着型特定施設入居者生活 介護（定員29人以下の介護付き 有料老人ホーム）	施設数	1 ヶ所	—	—	—
		定員	29 人			
6	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	施設数	3 ヶ所	—	1 ヶ所	1 ヶ所
7	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0 ヶ所	—	1 ヶ所	—

※平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。

平成 3 0 年度開設分  
市川市指定地域密着型サービス事業者等公募要領  
(小規模多機能型居宅介護)  
(認知症対応型共同生活介護)

平成 3 0 年 5 月  
市川市福祉部 福祉政策課

## 【目 次】

1. 公募の趣旨 . . . . . P 1
2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域 . . . . . P 1～ 2
3. 応募資格の要件 . . . . . P 2
4. 審査（選考）方法 . . . . . P 2～ 3
5. 応募手続き . . . . . P 3
6. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について . . . . . P 4～ 5
7. 質問等の受付について . . . . . P 6
8. 補助金 . . . . . P 6～ 7

## 【別紙資料】

1. 平成30年度～平成32年度 地域密着型サービス整備目標量 . . . P 8
2. 日常生活圏域における介護施設等の整備状況 . . . . . P 9
3. 申請様式等一覧及び様式等の説明 . . . . . P10～15
4. 質問票 . . . . . P16
5. 応募辞退届 . . . . . P17

## 【別紙様式】

1. 地域密着型サービス事業者公募申込書 . . . . . P18
2. 開設提案書 . . . . . P19～22

## 1. 公募の趣旨

市川市では、第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

## 2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域

公募する地域密着型サービス事業の種類及び対象圏域等については以下の通りです。

### (1) 地域密着型サービス事業の種類

NO	サービス種別	整備予定数	定員	対象圏域
1	小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む) ※1	1カ所	29人 (1カ所登録定員29人)	市内全域※3
2	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1カ所	18人※2 (1ユニット定員9人)	市内全域※3

※1 小規模多機能型居宅介護については、単独施設、本体施設のあるサテライト型を問いません。

※2 認知症対応型共同生活介護については、2ユニットを上限とします。

※3 建設用地について

○用地には抵当権等が設定されていないこと。設定されている場合、契約に際して抹消されること。

○原則として、市街化区域であること。ただし、市街化調整区域での整備については、「市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例第5条」で定める基準を満たしていること。

○設計に際し、市の建設所管等に法令制限等を相談するときは、事前に問い合わせし、確認してください。

○上記の諸条件に関わらず建設計画地での開発が可能か、必ず開発指導課等にご確認ください。(宅地開発事業計画相談書、結果通知書を添付していただきます。)

### (2) 日常生活圏域（整備状況については、別紙資料2(P9)を参照）

日常生活圏域	区域
北部	稲越町、大町、大野町、柏井町、北国分、国分、曾谷、下貝塚、中国分、東国分、奉免町、堀之内、南大野、宮久保
西部	市川、市川南、大洲、大和田、国府台、新田、菅野、須和田、稲荷木、東大和田、東菅野、平田、真間
東部	鬼越、鬼高、上妙典、北方、高谷、高谷新町、高石神、田尻、中山、原木、東浜、二俣、二俣新町、北方町、南八幡、本北方、八幡、若宮
南部	相之川、新井、伊勢宿、入船、押切、欠真間、加藤新田、河原、香取、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、末広、関ヶ島、高浜町、宝、千鳥町、富浜、新浜、日之出、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、妙典、下妙典

### (3) 整備予定年度

平成30年度(平成31年3月31日まで)

## 3. 応募資格の要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たす法人であることが必要となります。

- (1) 法人格を有している運営事業者であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)及び同法第115条の12第2項各号(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項)の規定に該当しないこと。
- (3) 市川市条例で定める下記の基準を満たしていること。  
「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(市川市条例第38号)」及び「市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(市川市条例第39号)」
- (4) 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たすこと。
- (5) 事業を実施するにあたり、長期的な運営を行うことができること。
- (6) 事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込みであること。
- (7) その他、関係省令・解釈通知・運営基準などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行ってください。

## 4. 審査(選考)方法

- (1) 市川市指定地域密着型サービス事業者等評価委員による書類審査及び意見聴取などを経て、決定いたします。審査方法は、書類審査による第1次審査、第1次審査通過者に対するヒアリング等による第2次審査を行います。
  - ① 第1次審査では、指定申請書等に基づき、書類審査等を行います。
  - ② 第2次審査では、ヒアリング等による地域密着型サービス事業に対する考え方等を総合的に評価する審査を行います。
  - ③ 第1次審査、第2次審査の結果は、文書で通知いたします。選考結果についての電話、文書等による問い合わせには応じないものとします。
  - ④ 地域密着型サービス事業予定者決定後は、決定した事業者名及び公募概要を併せて公表します。(応募者の申請内容については、公表いたしません。)
- (2) 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。
- (3) 審査基準について  
主に次の内容について審査を行います。
  - ① 立地について(敷地環境、周辺環境や道路の幅員、交通量、日照、騒音、隣地の状況など)
  - ② 事業運営に関する一般原則について(サービス提供に対する考え方、個人情報の管理、苦情・相談窓口、安全対策、非常災害対策、衛生管理など)

- ③サービスの質の向上に向けた取組みについて（職員の育成や研修、自己評価、外部評価、虐待防止、身体拘束廃止など）
- ④地域との連携について（地域住民との交流、運営推進会議の設置、医療機関との協力体制など）
- ⑤経営・運営の安定性について（利用料等の妥当性、収支計画の適正、法人における長期的な経営能力など）
- ⑥職員体制及び職員の質の向上について（職員配置の考え方、方法など）
- ⑦施設管理の安全性への配慮及び設備基準について（設備基準、日照等、施設の安全性への配慮など）

(4) その他

小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護を併設する場合には、評価において加点いたします。

## 5. 応募手続き

### (1) 提出書類

- ①提出書類は、本公募要領の「申請様式等一覧及び様式等の説明」（P10～15）のとおりとします。
- ②必要な様式類は、福祉政策課 Web サイトよりダウンロードしてください。
- ③原本を保管する必要があるもの（賃貸借契約書等）は、写しの提出とし、代表者名で次のような原本証明をしてください。

<原本証明の例>

この写しは原本と相違ないことを証明する。  
 平成 年 月 日  
 株式会社 ○○○○  
 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 実印

### (2) スケジュール

日 程	内 容
平成30年5月18日（金）から 平成30年6月20日（水）まで	応募受付（申請書類の提出）
平成30年7月上旬	第1次審査（地域密着型サービス事業者等評価委員による審査会において、書類審査等を実施）
	第1次審査結果通知
平成30年7月中旬	第2次審査（地域密着型サービス事業者等評価委員による審査会において、第1次審査通過者によるヒアリング等を実施）
	第2次審査の結果を通知するとともに、第2次審査の結果及び整備予定事業者を Web サイトにて公表
平成30年8月上旬以降	整備予定事業者は、指定に向けた準備

## 6. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

### (1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所及び問合せ先
平成30年5月18日(金)から 平成30年6月20日(水)まで (土曜・日曜・祝日は除きます) 午前9時から午後4時まで(時間厳守) ※郵送による書類の受付はしませんので、予め 電話予約の上来庁願います。 ※応募する前に必ず事前連絡をしてください。	市川市南八幡2丁目20番2号 市川市福祉部 福祉政策課 担当 高野、阿部、秋元 電 話 047(712)8547(直通) FAX 047(712)8541 E-mail:koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp

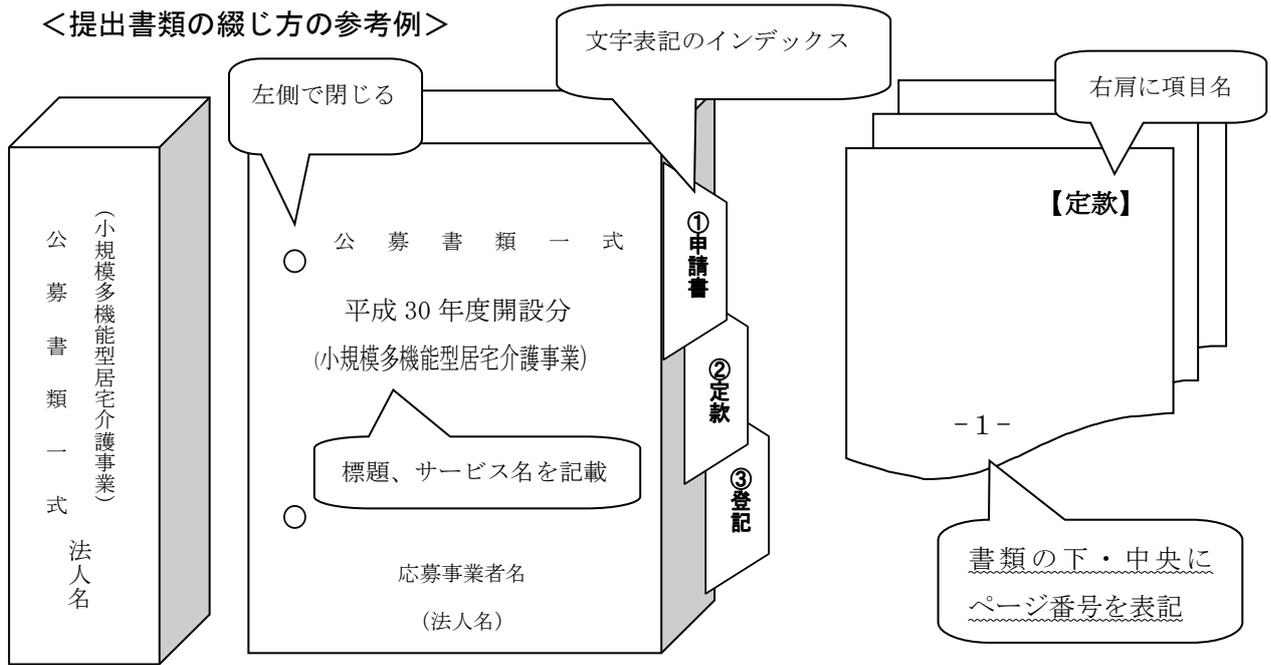
### (2) 提出部数

12部(正本1部、副本(コピー可)11部)

### (3) 作成上の注意

- ①直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ②提出書類は、原則として日本工業規格のA4版で作成し、表紙を付け左綴じとし、全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記し、書類名(略称可)が分かるように項目ごとにインデックスをつけて下さい。各書類には(ページの下・中央に)ページ番号を付けてください。(下記参考例を参照。)
- ③文字サイズは原則10.5ポイント、横書きとしてください。
- ④一法人が複数の地域密着型サービス事業を希望する場合、提出書類等は共用といたしません。
- ⑤提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。

<提出書類の綴じ方の参考例>



(4) 応募に当たっての留意点

- ①本申込みの受付期間終了後は、事業者の都合による計画の変更や書類の差替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- ②応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- ③提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- ⑤他の応募者の計画の内容に関する問合せについては、一切応じません。
- ⑥本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、市川市はその責任を一切負いません。
- ⑦提出された書類に虚偽の記載等があった場合は、選定後であっても失格とします。
- ⑧応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（別紙資料5）を提出してください。

## 7. 質問等の受付について

### (1) 受付期間

平成30年5月18日(金)から5月25日(金)午後5時まで

### (2) 質問票の記載について

- ①質問票(別紙資料4)に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに作成してください。  
(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。)
- ②質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

### (3) 質問の受付方法

質問につきましては、質問票(別紙資料4)にご記入の上、下記のFAX又はメールにより提出してください。これ以外の方法(電話、口頭等)での質問はご遠慮ください。

<送付先>

市川市福祉部 福祉政策課 高野、阿部、秋元あて

F A X : 0 4 7 ( 7 1 2 ) 8 5 4 7

E - mail : koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp

### (4) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については質疑回答書を作成し、6月1日(金)までに、福祉部福祉政策課 Web サイト (<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000166.html>) で掲載いたします。

### (5) 質問に際しての留意事項

指定基準等に係る質問内容や、国の通知(Q&A)等で確認できる内容については、原則として回答いたしませんので、ご了承願います。

## 8. 補助金

施設整備に係る交付金には、千葉県の「介護施設等整備事業交付金」があります。ただし、この交付金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも採択されるものではありません。

なお、市川市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、ご承知おきください。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円/1 施設	<p>特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
認知症高齢者グループホーム		

※空き家を活用して整備する場合、上記の補助単価はすべて8,500千円となります。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※補助対象は「運営事業者」です。土地所有者等（運営事業者以外）が建築・改修する場合は補助対象外となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円×宿泊定員数	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p>
認知症高齢者グループホーム	621 千円×定員数	

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

◎定期借地権設定のための一時金支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費	交付率
小規模多機能型居宅介護事業所	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間または一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。</p>	1 / 2
認知症高齢者グループホーム			

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

別紙資料 1

【平成30年度～平成32年度 地域密着型サービス整備目標量】

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）	施設数	—	—	—
	定員			
小規模多機能型居宅介護	施設数	1ヶ所	—	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	施設数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	定員	18人	18人	18人
認知症対応型通所介護（デイサービス）	施設数	—	1ヶ所	1ヶ所
地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の有料老人ホーム）	施設数	—	—	—
	定員			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	—	1ヶ所	1ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	—	1ヶ所	—

日常生活圏域における介護施設等の整備状況（参考資料）

● 特別養護老人ホーム 13 ヶ所(ショートステイ併設 12 ヶ所)※小規模含む

○ 老人ショートステイ用居室のみ 2 ヶ所

◎ 介護老人保健施設 9 ヶ所

★ 養護老人ホーム 1 ヶ所

◆ ケアハウス 5 ヶ所

↑ ↓ 訪問看護ステーション  
15 ヶ所

■ 認知症デイサービス  
6 ヶ所

西部

★ グループホーム 17 ヶ所

◡ 小規模多機能 5 ヶ所

■ 介護付有料老人ホーム 13 ヶ所

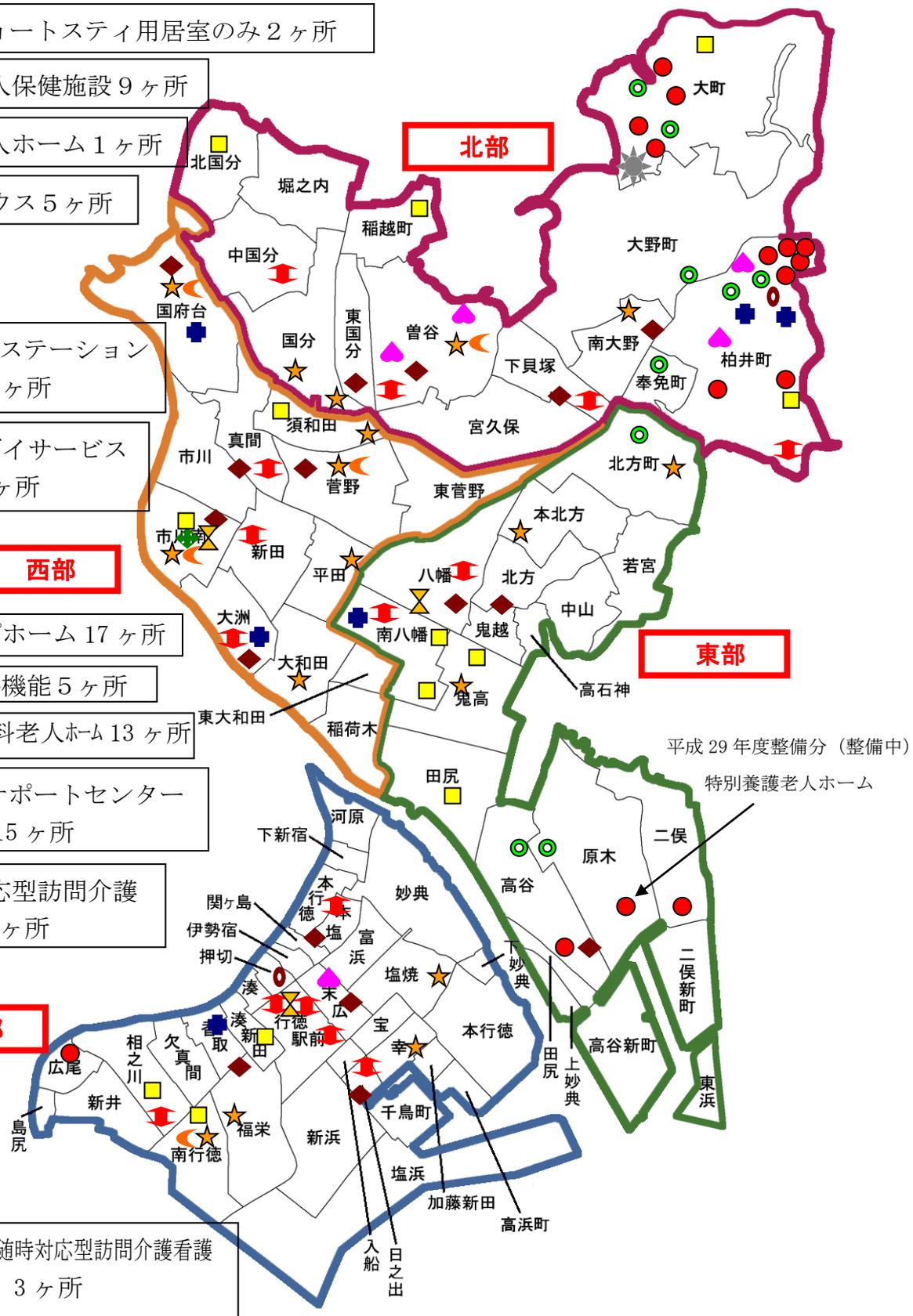
◆ 高齢者サポートセンター  
15 ヶ所

◆ 夜間対応型訪問介護  
1 ヶ所

東部

南部

⚡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
3 ヶ所



平成 29 年度整備分（整備中）  
特別養護老人ホーム

### 別紙資料 3

#### 申請様式等一覧及び様式等の説明

【申請書類一覧】(No.3 及びNo.20 の様式以外は小規模多機能型、グループホームとも共通)

No.	項目	内容	様式
1	公募申込書	・ 所定の様式	別紙様式 1
2	指定申請書	・ 所定の様式	様式第 1 号
3	事業所の指定に係る記載事項	・ 所定の様式	付表 3-1、3-2
		小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	付表 4
4	申請者の定款等及びその登記事項証明書又は条例	・ 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款・寄付行為及びその登記事項証明書 ・ 条例にあつては、公報の写し	—
5	役員の氏名等及び介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号又は第 115 条の 11 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	・ 注意事項は「参考様式 9-1」又は「参考様式 9-2」のとおり。	参考様式 9-1 参考様式 9-2
6	当該申請に係る資産の状況（財務関係書類）	・ 直近 3 ヶ年の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・ 損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類（損害保険証書の写し等）	最新のもの
7	事業所の位置図、配置図、平面図、立面図、居室図面等	・ 事業所の平面図（用途・面積を明示した、A 4 版又は A 3 版のもの）及び立面図 ・ 居室図面（面積等が入っているもの） ※他のサービスと部屋等を併用する場合は色分けをしてください。	参考様式 3
8	事業所の写真	・ 土地の状況がわかるもの ・ 外観、各室の様子がわかるもの（既設のみ）	—
9	居室面積一覧表	・ 部屋及び設置階ごとの面積別室数 ・ 事業所の平面図に示された用途・面積と記載を一致させてください。 ・ その他の注意事項は「参考様式 4 居室面積一覧表」のとおり。 ※居間及び食堂については、ロッカーや棚など無関係のものを設置する場合、当該スペースは面積から除外します。（サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子などについては面積からの除外は不要）	参考様式 4
10	本体施設の概要、本体施設との移動経路、方法及び移動時間	※サテライトの場合のみ	任意様式

No.	項目	内容	様式
11	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請する事業に係る従業者全員（管理者含む）について記入してください。</li> <li>・資格が必要な職種は、資格証等の写しを、氏名を記載した順に揃えて添付し、資格証等を原本証明するか原本を持参してください。</li> <li>・就業規則（就業規則が無い場合は、従業員の勤務時間等の定めがわかるもの）を添付してください。</li> <li>・その他の注意事項は「参考様式1 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」のとおり。</li> </ul>	参考様式1
12	法人及び事業所の体制図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の体制、現在運営している施設等のわかるもの</li> </ul>	任意様式
13	管理者・代表者・主な職員の経歴書、資格証を必要とする職歴については資格証の写し、介護支援専門員一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証の写しは原本証明してください。</li> <li>・管理者・代表者・主な職員（介護支援専門員等）の経歴書には、住所、氏名、電話番号、生年月日、主な職歴等を記載してください。当該事業に関する資格を有する場合は、併せて記載してください。</li> <li>・介護支援専門員については、参考様式10の項目のとおりに記載してください。</li> </ul>	参考様式2 参考様式10
14	土地・建物に係る権利関係が明らかにできる書類（登記簿謄本、賃貸借契約書の写しなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図</li> <li>・土地・建物登記簿謄本</li> <li>・借地・売買契約（確約）書の写し等</li> </ul>	—
15	土地利用・建築に関わる関係機関との協議状況	・宅地開発事業計画相談書	所定の様式(写し)
		・宅地開発事業計画相談結果通知書	所定の様式(写し)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、関係課との相談状況</li> <li>※開発指導課へ相談の上、必要に応じ関係課にご相談ください。</li> </ul>	任意様式
16	建築基準法及び消防法上の検査済み証の写し	※既設の建物のみ	—
17	非常災害に関する具体的な計画書		任意様式
18	設備・備品等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎を行う車の車検証の写しと写真（ナンバーがわかるものと全景）を添付してください。（送迎しない場合は不要）</li> <li>・その他の注意事項は「参考様式5 設備・備品等一覧表」のとおり。</li> </ul>	参考様式5
19	損害賠償保険証の写し	※既設の建物のみ	—

No.	項目	内容	様式
20	運営規程	<p>・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。</p> <p><b>〔小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</li> <li>5 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ※利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</li> <li>6 通常の事業の実施地域</li> <li>7 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 非常災害対策</li> <li>10 その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p><b>〔認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>3 利用定員</li> <li>4 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ※利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</li> <li>5 入居に当たっての留意事項</li> <li>6 非常災害対策</li> <li>7 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	任意様式

No.	項目	内容	様式
21	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。</li> <li>1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置</li> <li>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</li> <li>3 その他参考事項</li> </ul>	参考様式7
22	指導監督の状況報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導監督の結果通知書及び改善報告書の最新のものの写し（添付資料をのぞいた本文のみ）</li> <li>※市川市の地域密着サービス事業に参入したことがない事業者のみ</li> </ul>	—
23	利用者との契約書及び重要事項説明書		任意様式
24	利用者負担金の一覧		任意様式
25	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の病状の急変、その他必要な場合に円滑な協力を得るため、医療機関（歯科医療機関）との間であらかじめ取り交わした契約書等の写し</li> <li>・ 次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。</li> <li>1 緊急時の対応等のための連携・支援体制</li> <li>2 その他参考事項</li> </ul>	任意様式
26	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のサービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のバックアップ施設との間であらかじめ取り交わした契約書等の写し</li> </ul>	—
27	運営推進会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意事項は「参考様式11」のとおり。</li> </ul>	参考様式11
28	近隣住民への説明状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募にあたっての近隣住民の方や自治会への説明状況がわかるもの</li> <li>・ 計画に対する同意書があれば添付してください。</li> </ul>	任意様式
29	職員の研修計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対してどのような研修を実施するのか具体的に記載されたもの</li> </ul>	任意様式

【開設提案に係る提出書類一覧】

No.	項目	内容	様式
I	開設提案書	・本件に応募された理由、事業運営に対する基本的な考え方についてなど	別紙様式2 (P19～参照)
II	事業計画書	・事業計画書(事業開始から3年間の利用者の見込) ※当初から100%の稼働率をめざすのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込としてください。	任意様式
III	収支予算書	・事業開始から3年間の収支見込 (介護報酬等は現行制度によります。) ※当該年度赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
IV	資金計画書	・資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・資金調達(自己資金、寄付金、借入金等) ・借入金返済計画 ※建設資金と事業運転資金とは別々に作成してください。 ※併設施設等の計画で人員等が兼務の場合は同じものを提出してください。ただし、複合施設などで今回の応募に関係のない施設がある場合は、面積按分などにより、適正な額とする必要があります。	任意様式
V	開設までのスケジュール	・工事から開設までのスケジュール	任意様式 A4版

注 意 事 項

- (1) 申請書の記載内容を登記簿謄本(履歴事項全部証明書)で確認すること。  
申請者の所在地、名称、役職、代表者名、代表者の住所、代表者印の確認。
- (2) 定款の目的欄に指定を受けようとする事業名が記載されているか。
- (3) 付表
  - ア 事業名、住所が申請書と同一か。
  - イ 事業者の職種・員数が従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)に記載されている人数と同一か。
  - ウ 協力医療機関の契約書の添付確認。
  - エ その他事業ごとに若干付表の記載内容が違うので確認すること。  
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表  
管理者、その他事業によって必要な職種の勤務形態が基準に合致しているか。
- (4) 運営規程  
料金、人員等内容と届出書と整合性があるか、また記入されている内容が運営基準上適切な内容か。
- (5) 添付資料に漏れがないか。

## 地域密着型サービス事業の公募における平面図等の記載内容

### (1) 位置図（都市図）

方位、道路（進入路）、目標となる地物

### (2) 配置図

縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線、道路名称、道路幅員、敷地内及び境界線内外の高低差、敷地内の建築物の位置、建築物と境界線までの距離、擁壁の位置、外構計画（避難経路を含む）、井戸の位置、浄化槽の位置、排水経路

### (3) 各階平面図

縮尺、方位、間取、各諸室の名称、壁・開口部の区別、施設区分図、各階の床面積、各諸室の面積（一部有効面積）「一覧表でも可」、廊下幅の寸法（有効）、階段幅の寸法（有効）、E Vの位置、手すりの設置表示、構造種別の表記（耐火構造物、準耐火構造物、その他の種別）

### (4) 居室図面（各居室の拡大図）

縮尺、居室の面積（有効）、壁、扉開口部（有効）、窓開口部（有効）、手すり等の設置表示、居室内にトイレ・洗面・クローゼット等の設置予定があればそれらの配置、寸法、開口部（有効）

#### ※居間及び食堂について

居間及び食堂については、ロッカーや棚など無関係のものを設置する場合、当該スペースは面積から除外します。（サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子などについては面積からの除外は不要です。）

別紙資料 4

市川市地域密着型サービスに関する質問票

平成 年 月 日

市川市福祉部 福祉政策課 行

事業者名				
所在地				
担当者名		電話番号		FAX 番号
対象サービス □にチェックを いれる	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護			
質問事項				

※平成30年5月25日（金）午後5時までにFAX又はメールにてご送付ください。  
 回答は、6月1日（金）までに、福祉部福祉政策課 Web サイトにて掲載いたします。個別に  
 回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

市川市福祉部 福祉政策課 高野、阿部、秋元

TEL : 047 (712) 8547

FAX : 047 (712) 8541

E-mail : koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp

平成 年 月 日

地域密着型サービス事業者 応募辞退届

市川市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付で、公募に係る応募を下記の理由により辞退します。

記

1 辞退理由

平成 年 月 日

地域密着型サービス事業者公募申込書

市川市長

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

標記の件について、別紙関係書類を添えて応募いたします。

記

1. 添付書類 別紙のとおり

2. 提出部数 正本1部 副本(写し) 11部

3. 連絡先等について

(ふりがな) 担当者氏名		所 属
		役 職
連 絡 先	住 所	
	電 話	
	F A X	
	E-Mail	

## 開設提案書

以下の項目について、事業運営に対する基本的な考え方を示してください。

### 1. 基本理念及び運営方針について

- ・本事業に対する基本理念及び運営方針の考え方を示してください。

### 2. 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて

- ・利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて具体的に示してください。

### 3. 緊急時、事故発生時の対応について

- ・緊急時、事故発生時における対応について具体的に示してください。

### 4. 火災等、非常災害時の対応について

- ・消防計画等、非常災害に関する計画・及び避難救助等の取り組みについて具体的に示してください。

**5. 居宅サービス事業者等との連携について（※小規模多機能型居宅介護のみ）**

- ・ 居宅サービス事業者等との連携について具体的に示してください。

**6. 認知症の症状の進行緩和に関する取り組みについて（※認知症対応型共同生活介護のみ）**

- ・ 認知症の症状の進行緩和の関する取り組みについて具体的に示してください。

**7. 衛生管理に関する取り組みについて**

- ・ 衛生管理に対する取り組みについて具体的に示してください。

**8. 職員の育成・接遇に関する取り組みについて**

- ・ 職員の育成・接遇に関する取り組みについて具体的に示してください。

9. 自己評価・外部評価（※小規模多機能型居宅介護では、運営推進会議を活用した外部評価）などの取り組みについて

- ・運営に係る評価や公表、改善に向けた取り組みについて具体的に示してください。

10. 虐待防止に対する取り組みについて

- ・虐待防止に向けた考え方と取り組みについて具体的に示してください。

11. 身体拘束廃止に対する取り組みについて

- ・身体拘束廃止に向けた考え方と取り組みについて具体的に示してください。

12. 利用者の心身の状況等の把握について

- ・利用者の心身の状況等の把握について具体的に示してください。

13. 利用者の生活を支えていくためのサービスを提供するための取り組みについて

- ・看取りなど、利用者の生活を支えるために考えている取り組みがあれば、具体的に示してください。

#### 14. 地域との連携について

- ・運営推進会議の位置付けや地域交流に対する考えなど、地域との連携について具体的に示してください。※地域交流スペース等、地域との連携、交流を図ることのできる場の設置を予定している場合は、その具体的な運用方法も併せて記載してください。

#### 15. 医療との連携について

- ・主治の医師や協力医療機関との連携のとり方について具体的に示してください。

#### 16. 職員配置の考え方と具体的な配置について

- ・職員配置の方針や職員採用の方策などについて具体的に示してください。

※記入欄が足りないときは、適宜追加して記入してください。

※その他、参考となる資料等があれば添付してください。(例：災害マニュアル、運営規程など)

参 考
-----

◇関係法令・指定基準等のWebサイト

(1) 厚生労働省Webサイト <http://www.mhlw.go.jp>

(2) 独立行政法人 福祉医療機構（ワムネット）Webサイト  
<http://www.wam.go.jp>

(3) 市川市Webサイト（福祉政策課）  
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000166.html>

<問合せ先>

市川市福祉部 福祉政策課

〒272-8501

市川市南八幡2-20-2 (市役所仮本庁舎3階)

電話 047(712)8547 (直通)

FAX 047(712)8541

# 市所管の介護保険サービスの基準に係る条例（計 4 件）の 一部改正・制定について

1 改正・制定の経緯

3 年ごとの介護保険制度の見直しにより、介護保険法の改正及び付帯する省令改正に基づき、本市の 3 条例を一部改正し、1 条例を制定する。

<b>国</b>	
介護保険法施行規則を改正する省令 <small>（平成 30 年 3 月 22 日公布、同 4 月 1 日施行）</small>	事業開設者等の申請資格等の見直し
居宅サービス等の基準等を改正する省令 <small>（平成 30 年 1 月 18 日公布、同 4 月 1 日施行）</small>	各サービスの具体的基準の見直し



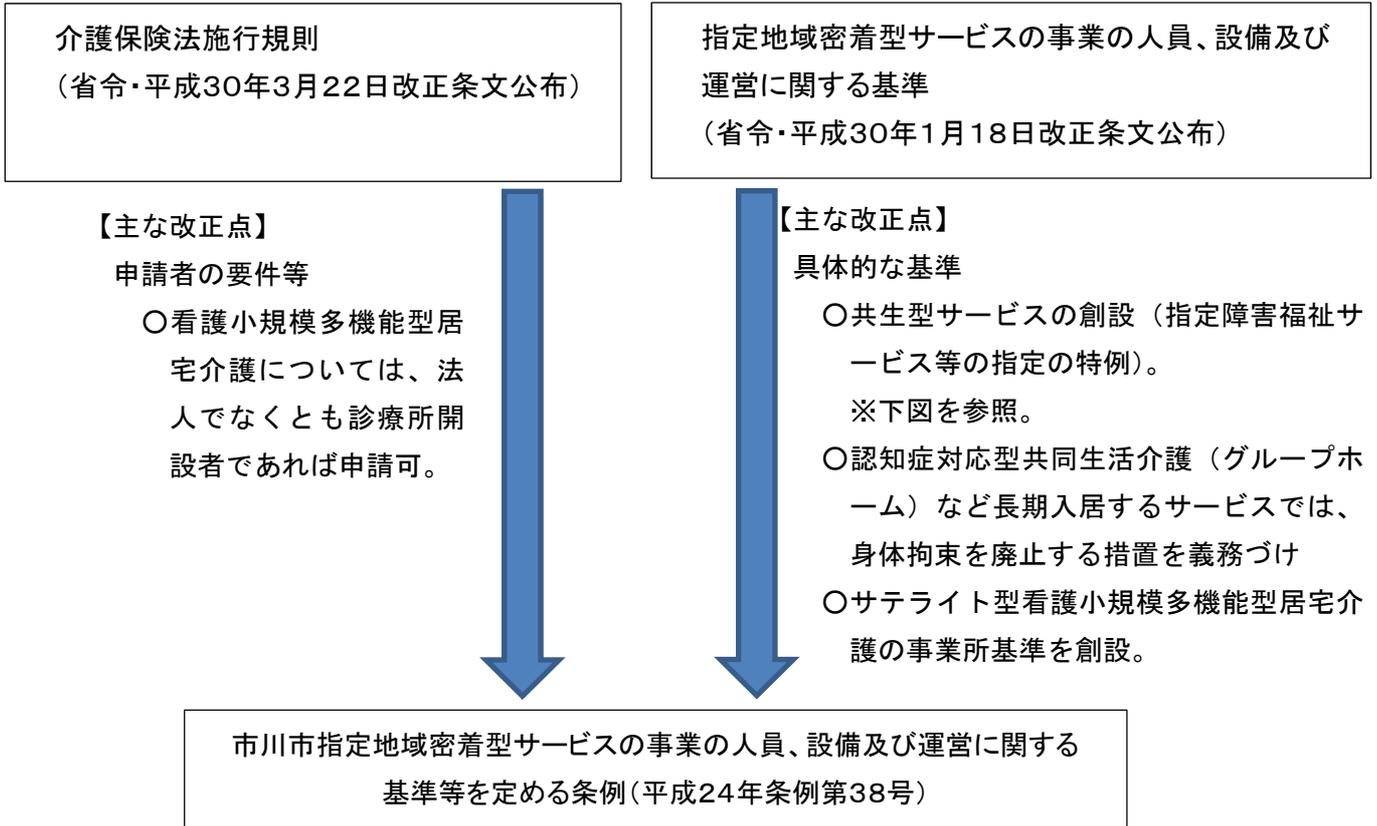
上記改正を受けて

<b>本市</b>	
<b>一部改正</b>	<p>【改正省令に準拠し、既存の条例を一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>② 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</li> <li>③ 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</li> </ul>
<b>制定</b>	<p>【法改正を受け、改正省令に準拠して制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）</li> </ul>

2 施行日

4 条例すべて公布日から施行

# 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部改正について



## 【条例の内容】

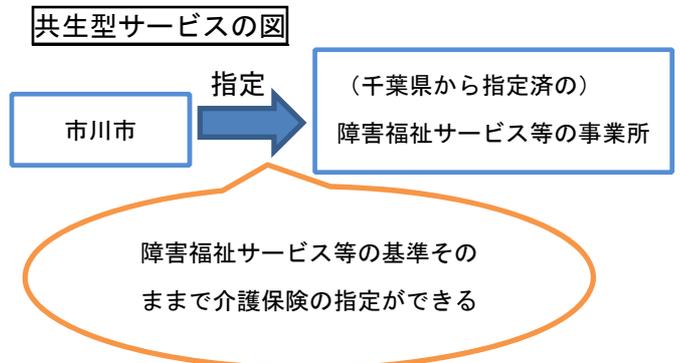
地域密着型サービスのうち、要介護者に提供されるものについて事業の人員や設備、運営方法等に関し、指定（許認可）や指導監督を行うための基準を定めている。

## 【改正理由】

上記2省令の改正に準拠するもの。

## 【独自基準】

本改正ではなし。



市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則  
(省令・平成30年3月22日改正条文公布)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(省令・平成30年1月18日改正条文公布)

本市改正事項なし。  
(条ずれ対応程度)

【主な改正点】

具体的な基準

- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など長期入所するサービスでは、身体拘束を廃止する措置を義務づけ。

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第39号)

【条例の内容】

地域密着型サービスのうち、要支援者に提供されるものについて事業の人員や設備、運営方法等に関し、指定（許認可）や指導監督を行うための基準を定めている。

【改正理由】

上記省令の改正に準拠するもの。

【独自基準】

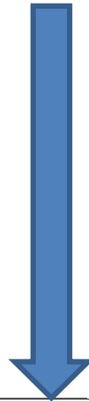
本改正ではなし。

# 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則  
(省令・平成30年3月22日改正条文公布)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(省令・平成30年1月18日改正条文公布)

本市改正事項なし。



## 【主な改正点】

### 具体的な基準

- 医療機関への情報提供等、介護と医療の連携強化を義務づけ。
- 公正中立な立場でケアプランを作成するべく、利用者が複数の事業所からサービスを選択できる旨の説明責任を明確化。

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成26年条例第41号)

## 【条例の内容】

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）が事業者として実施する、要支援者にケアプランを作成する介護予防支援事業の人員や運営方法、利用者の支援方法等に関し、指定（許認可）や指導監督を行うための基準を定めている。

## 【改正理由】

上記省令の改正に準拠するもの。

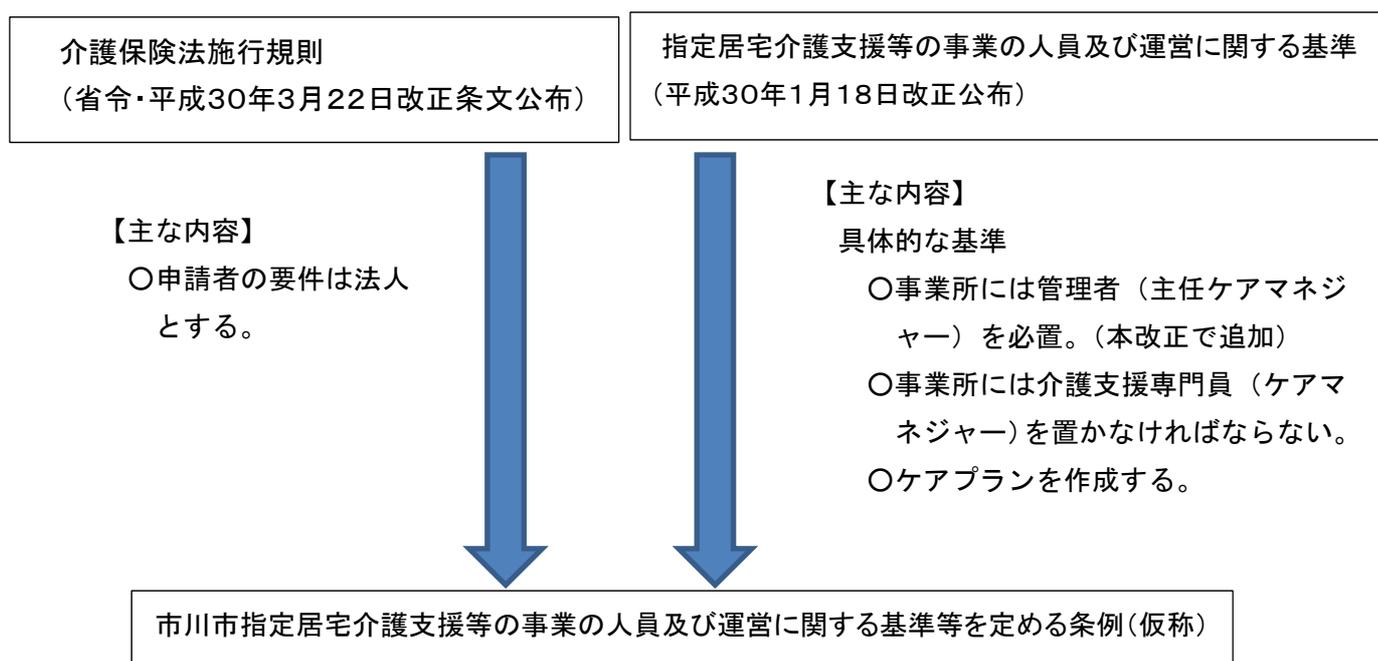
## 【独自基準】

本改正ではなし

# 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）の制定について

## 【制定理由】

医療介護総合確保推進法（平成26年法律第83号）による介護保険法改正に基づいて、居宅介護支援事業所に対する指定、指導監督、基準条例の整備が権限移譲されたことによるもの。（この権限移譲については、平成30年4月1日施行）



## 【条例の内容】

要介護者にケアプランを作成する居宅介護支援事業所の人員や運営方法、利用者の支援方法等に関し、指定（許認可）や指導監督を行うための基準を定める。

## 【独自基準】（他の改正3条例ではすでに定めてある内容）

- ① 暴力団排除について。
- ② 記録類の保存年数を5年とする。